

第3次ながおか男女共同参画基本計画

令和4年3月策定
長岡市

ごあいさつ

家事や育児、働き方に関する意識をはじめ、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し続けています。

このような変化に対応し、誰もが自分らしく暮らすことができるまちづくりを進めるためには、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していく必要があります。

本市では、平成13年3月に「ながおか男女共同参画基本計画」（第1次計画）を策定しました。その後、平成23年4月に「長岡市男女共同参画社会基本条例」を施行、平成24年3月には第2次計画を策定し、各種取り組みを進めてきました。

第2次計画策定からの10年間で、市の審議会・委員会の女性委員の割合は初めて35%を超え、政策・方針、意思決定の場への女性の参画は着実に進んでいます。

しかしながら、依然として性別による役割分担意識や、さまざまな分野における男女格差が根強く残っています。また、感染禍の長期化により、人々の生活様式や働き方は大きな影響を受けています。特に、雇用形態の不安定さや家庭内での負担の偏りなど、女性に関する構造的な問題が顕在化し、男女共同参画推進の視点に立った支援や施策の重要性はますます高まっています。

こうした社会情勢を踏まえ、このたび、「第3次ながおか男女共同参画基本計画」を策定しました。

第3次計画は、今後10年の本市における男女共同参画の総合的な推進の道標となるものです。第2次計画に引き続き、男女平等の実現に向けた社会環境の整備や配偶者などからの暴力の根絶に取り組みます。さらに、新たな基本目標として、「あらゆる女性が自ら望む活躍の実現」を掲げ、職場、地域、社会などあらゆる分野における女性の活躍を推進します。

男女がともに社会に参画し、それぞれの意見や価値観が反映され、誰もが活躍できる「男女平等と共同参画をめざしたまちづくり」の実現に全市を挙げて取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

結びに、この計画の策定にあたり御尽力いただいた男女共同参画審議会委員をはじめ、多くの貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

令和4年3月

長岡市長 磯田 達伸

目次

第1章 計画の概要

1	基本的な考え方	2
2	策定の背景	4
3	これまでの長岡市の取組み	6
4	計画の体系	8
5	指標	9

第2章 長岡市の状況

1	社会情勢	12
2	市民意識調査結果の概要	15

第3章 施策の内容

(基本目標1)	男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	28
---------	----------------------	----

(基本目標2)	あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する	34
---------	--------------------	----

【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】

(基本目標3)	配偶者などからの暴力を根絶する	39
---------	-----------------	----

【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】

(基本目標4)	男女共同参画の推進体制を充実する	42
---------	------------------	----

<参考資料>		45
--------	--	----

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

長岡市では、平成13年3月、男女平等と共同参画をめざしたまちづくりを基本理念として、「ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「1次基本計画」という。）を策定しました。

平成18年には、社会経済情勢の変化などを考慮し後期計画を策定、平成22年12月には、男女共同参画推進の基本理念と責務を明らかにした「長岡市男女共同参画社会基本条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

その後、1次基本計画の期間終了に伴い、平成24年3月に条例に基づいた「第2次ながおか男女共同参画基本計画」（以下、「2次基本計画」という。）を策定、平成29年3月には後期計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

2次基本計画の計画期間が令和4年3月に終了することから、計画の成果や課題、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、条例に基づく「第3次ながおか男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、以下のとおり位置づけるものとします。

- ① 条例第10条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する市町村の基本的な計画である「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定します。
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定します。
- ④ 本市の総合計画である「長岡市総合計画」（以下、「総合計画」という。）の部門計画であり、「人権教育・啓発推進計画」、「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「ながおかヘルシープラン21」などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進します。
- ⑤ 国の第5次男女共同参画基本計画及び新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例、第3次新潟県男女共同参画計画を踏まえた上で、本市の特性を十分に考慮して策定します。

(3) 基本理念とめざすまちづくり

「長岡市男女共同参画社会基本条例」の第3条に基づき、下記の7項目を基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること
- ② 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が尊重されること
- ③ 性別で役割を固定的に捉える意識を反映した制度や慣行が男女の社会活動における自由な選択の妨げにならないよう配慮されること
- ④ 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること
- ⑤ 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること
- ⑥ 男女が性別に関わりなく能力を高め、社会を支える人材となるよう配慮されること
- ⑦ 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること

「めざすまちづくり」については、上記の基本理念に基づき、2次基本計画と同様に「男女平等と共同参画をめざしたまちづくり」を引き継ぎます。

(4) 計画の期間

令和4年4月から令和14年3月までの10年間とします。

計画の期間を前期5年間と後期5年間に分け、令和4年度から8年度までを前期計画、令和9年度から13年度までを後期計画とします。

なお、計画の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化、男女共同参画を取巻く環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の目標

この計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

2次基本計画からの変更点として、基本目標2は「あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する」とし、様々な分野での女性の活躍に向けた事業を行います。そして2次基本計画の基本目標2であった「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及」は、3次基本計画の基本目標2のうちの主要施策として、引き続き取り組むこととしました。

- | | |
|--------|---|
| 基本目標 1 | 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する |
| 基本目標 2 | あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する
【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】
(基本目標1の一部(主要施策(4)(5)(8))及び基本目標2) |
| 基本目標 3 | 配偶者などからの暴力を根絶する
【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】 |
| 基本目標 4 | 男女共同参画の推進体制を充実する |

2 策定の背景

(1) 国際的動向

日本の男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと連動して行われてきました。

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。17 のゴールと 169 のターゲットによる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が国際社会共通の目標として示され、その前文で「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す。」とし、ゴール 5 として「ジェンダーの平等の実現と女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

平成 28 年（2016 年）3 月には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき、女子差別撤廃委員会から日本の男女平等に向けた取り組みに対する総括所見が公表されました。

この総括所見の中で、法整備などによる取り組みを評価する一方、性別で役割を固定的に捉える意識の解消をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）を含む女性に対する暴力への取り組み、政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などを履行するよう勧告されました。

また、世界経済フォーラムが令和 3 年（2021 年）3 月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は 156 か国中 120 位と著しく低く、特に経済分野（156 か国中 117 位）と政治分野（同 147 位）が低い結果となり、ジェンダー平等や女性活躍の取組において国際的に後れを取っている状況が明らかになりました。

※ジェンダー・・・「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）・・・平成 27 年（2015 年）9 月に国連で採択された、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals : SDGs）を設定。ゴール 5 ではジェンダーの平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

(2)国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成17年（2005年）には改訂した「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定、平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画」、平成27年（2015年）に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。令和2年（2020年）12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」では、ジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行を目指した取組みとして以下の4つが示されました。この実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図るとしていません。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3)新潟県の動向

平成13年3月、男女共同参画社会基本法に基づく「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成14年「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を施行するとともに、新潟ユニゾンプラザ内に男女平等推進相談室を開設しました。

平成18年、条例に基づき、「新潟県男女共同参画基本計画（男女平等推進プラン）」を策定し、平成25年に第2次計画、平成29年に第3次計画が策定されました。

また、平成18年には「配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」が策定され（令和3年に改定）、新潟県女性福祉相談所を中心として、関係機関と連携し被害者支援の施策が進められています。

また、平成19年には、ワーク・ライフ・バランス宣言を行い、仕事と生活の調和の取れた働き方ができる環境の整備、子育てや家族の介護をしながら働く人々を支援する職場づくりなどの取り組みも実施しています。

3 これまでの長岡市の取組み

男女共同参画の推進はあらゆる分野にわたることから、庁内に男女共同参画政策推進会議を設置し、副市長を議長として総合的な事業の推進に取り組んできました。平成 28 年に策定した総合計画では、男女共同参画の推進を施策の柱のひとつに位置付け、「男女を問わず全ての個人が互いにその人権を尊重し、権利も責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進し、男女共同参画社会の実現を目指す」ことを明記しました。

<主な取組みの成果>

(1) 社会環境の整備

平成 13 年 10 月、男女共同参画施策の実施拠点として「男女平等推進センターウィルながおか」（以下、「ウィルながおか」という。）を開設しました。

ウィルながおかでは女性の様々な悩みについての相談室を設置したほか、市民との協働による「ウィルながおかフォーラム」や講座の開催、情報誌「あぜりあ」の発行など、男女共同参画の意識啓発と学習機会の提供を行ってきました。

「夫は外で仕事、妻は家庭を守るべき」という性別で役割を固定的に捉える意識に否定的な考えの人の割合は、令和 3 年度の意識調査で 82.2% となり、2 次基本計画の目標値を達成しました。これは全国調査の結果より高く、性別で役割を固定せずに個人の能力を十分に発揮していくべきという意識が高まっています。

また、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、全庁的に審議会などへの女性登用に取り組んだ結果、女性の割合は平成 30 年度に初めて 30% を超え、令和 3 年度には 35.4% と、2 次基本計画の目標値を達成しました。

しかし、意識調査の「社会全体の男女が平等であると思う人」の割合は 12.5% となり、目標であった 30% を大きく下回りました。なかでも、「政治や経済の場」、「社会通念やしきたり・慣習」については、8 割以上の人々が「男性が優遇されている」と回答しており、さらに社会制度や慣行の見直しが求められています。

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスの普及を図るため、平成 29 年度に「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」を立ち上げ、企業、労働者及び行政が協力し、意識啓発セミナーや市内企業の取り組み事例の紹介、働きやすい職場環境づくりを進めるための専門相談員の設置、無料のコンサルティング支援などを行い、登録企業数は 203 社（令和 3 年 10 月末）になりました。

また、新潟県のハッピー・パートナー登録企業制度の周知を併せた啓発を行い、登録企業は 131 社（令和 3 年 10 月末現在）となりました。

また、子育ての駅の整備や児童クラブの充実、多様な保育サービスの実施など子育て支援体制の整備・充実を進めました。

(3)DV防止と被害者支援の取り組み

平成 24 年にDV相談の専門窓口である「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、相談から保護、自立まで切れ目のない支援を行う体制を整備しました。センターの運営にあたって、DV被害者支援を行うNPOや医師会、弁護士会、警察等の関係機関で構成する「長岡市DV防止ネットワーク」を通じた連携や、庁内関係課ともDV被害者支援に関する共通理解を深め、支援体制を構築しました。

その結果、市に寄せられたDV相談件数は、計画策定前（平成 23 年度）の 541 件から令和 2 年度は 1,170 件と大きく増加し、多くの被害者に相談支援を行っています。

また、高等学校や中学校に相談員が出向いて生徒向けにDVの意識啓発を行う「デートDV出前講座」を実施し、平成 24 年度から令和 2 年度までに延べ 7,187 人が受講しました。

(4)市の推進体制の充実

平成 23 年 8 月、条例に基づいて学識経験者、事業者、市民団体代表、公募に応じた市民などで構成する長岡市男女共同参画審議会を設置し、以来、計画の進捗状況について審議することで、着実な推進を図っています。

また、男女共同参画の推進は、あらゆる分野にわたることから、総合計画において構想実現のための共通の視点として位置づけ、庁内に男女共同参画政策推進会議を設置し、施策の総合的な企画、調整を行っています。

4 計画の体系

めざす まち づくり	基本目標	推進方向	主要施策
男女平等と共同参画をめざしたまちづくり	基本目標 1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	1 男女平等の意識啓発 2 男女平等教育の推進 3 政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進 4 男女の生涯を通じた健康支援 5 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発 (2) 学校などにおける男女平等教育の推進 (3) 審議会などへの女性の参画推進 (4) 企業・団体などにおける女性の参画推進 (5) 農林水産業の分野における女性の参画推進 (6) 防災活動への女性の参画推進 (7) 男女の生涯を通じた健康支援 (8) 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
	基本目標 2 あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する	6 働く場における男女共同参画の推進 7 家庭における男女共同参画の推進 8 地域における男女共同参画の推進 9 多様な生き方への支援	(9) 多様な活躍につながる機会の提供と情報の発信 (10) ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい職場環境づくり (11) 地域・社会活動における男女共同参画推進 (12) 子育て支援体制の整備・充実 (13) 介護支援体制の整備・充実
	基本目標 3 配偶者などからの暴力を根絶する 【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】	10 配偶者などからの暴力の防止と被害者支援	(14) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 (15) 相談・保護体制の充実 (16) 自立のための支援の充実 (17) 関係機関や民間支援団体との連携強化
	基本目標 4 男女共同参画の推進体制を充実する	11 市民協働の確立	(18) 庁内推進体制の充実 (19) 市民との連携・協働 (20) 国・県などとの連携・協働

※ 網掛けは、【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】に関する事業

5 指標

基本目標	No.	成果指標	現状値 令和3年度	目標値 令和13年度
基本目標1 男女平等の 実現に向けた社会環境 を整備する	1	「社会全体の男女の地位が平等であると思う人」の割合を高める	12.5% 市民意識調査 [P.16 図2-2]	30%
	2	「政策方針決定への女性の参画」の割合を高める	35.4% 人権・男女共同 参画課調査 [P.17 図2-3]	40%～ 60%
基本目標2 あらゆる女性 が自ら望む活躍を 実現する	3	「家庭内での家事・育児の分担が十分でないと思う人」の割合を減らす	(女性) 79.9% (男性) 63.4% 市民意識調査 [P.18 図3-1-1]	各5%以上 減らす
	4	「女性自身が活躍を希望していないと思う人」の割合を減らす	(女性) 28.5% (男性) 35.6% 市民意識調査 [P.18 図3-1-1]	各5%以上 減らす
	5	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現している人」の割合を高める	7.7% 市民意識調査 [P.20 図3-3]	15%
基本目標3 配偶者など からの暴力を 根絶する	6	DV相談窓口としてウィルながおかを知っている人の割合を高める	15.2% 市民意識調査 [P.24 図4-4]	30%

- ※ No.3・4は、第2次計画の指標「固定的な性別役割分担意識に否定的な人を増やす」について、令和3年度82.2%と高い割合で目標値を達成したため [P.15 図2-1]、基本目標2「あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する」に対する新たな指標としました。
- ※ No.6は、DV相談窓口を知らない人の割合を減らすため、まずは一般相談窓口であるウィルながおかの周知に注力することとしました。

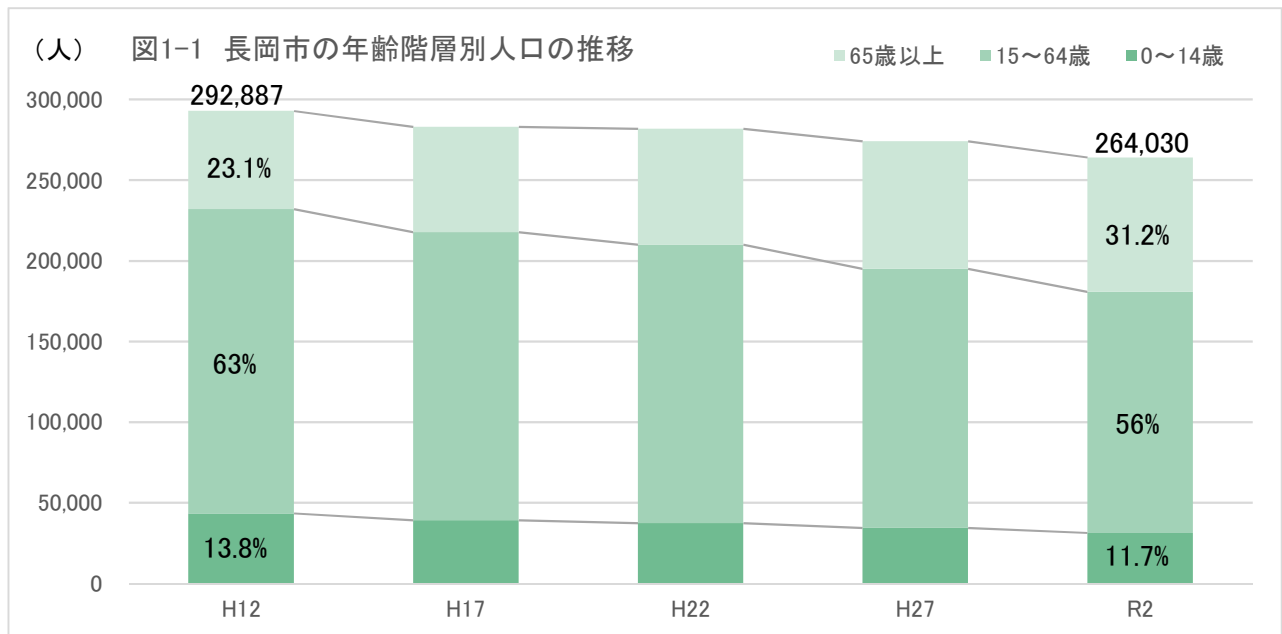
第2章 長岡市の状況

第2章 長岡市の状況

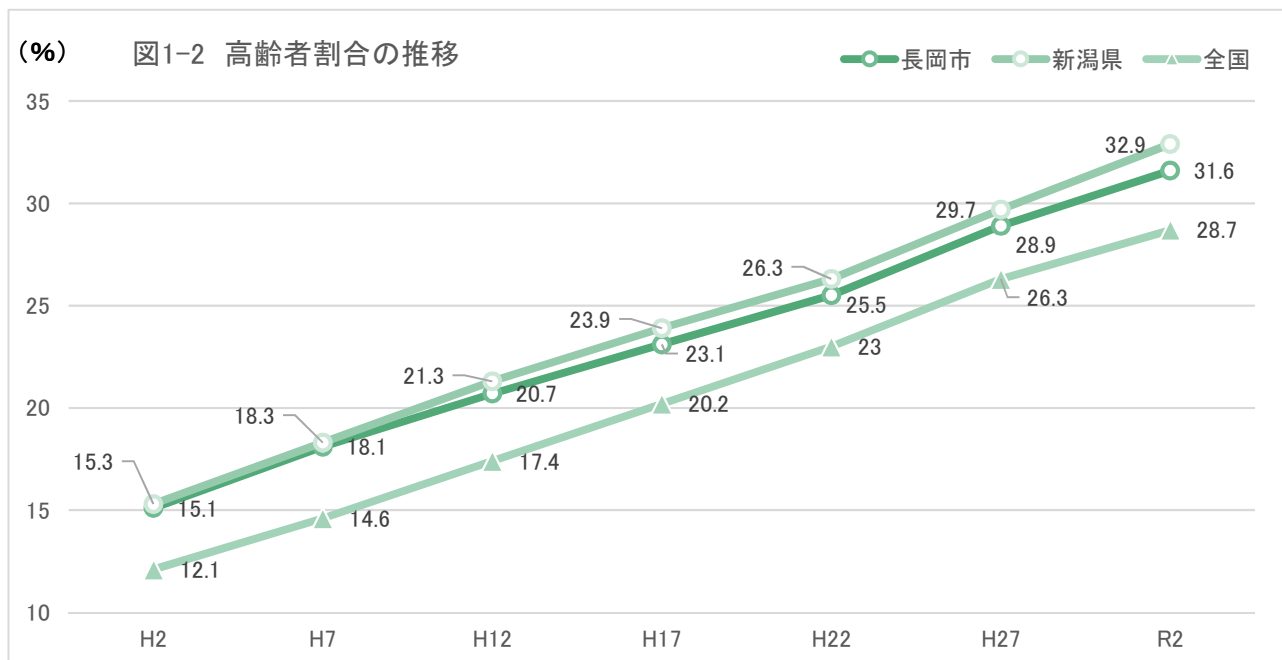
1 社会情勢

(1)人口の推移と少子高齢化社会の進行

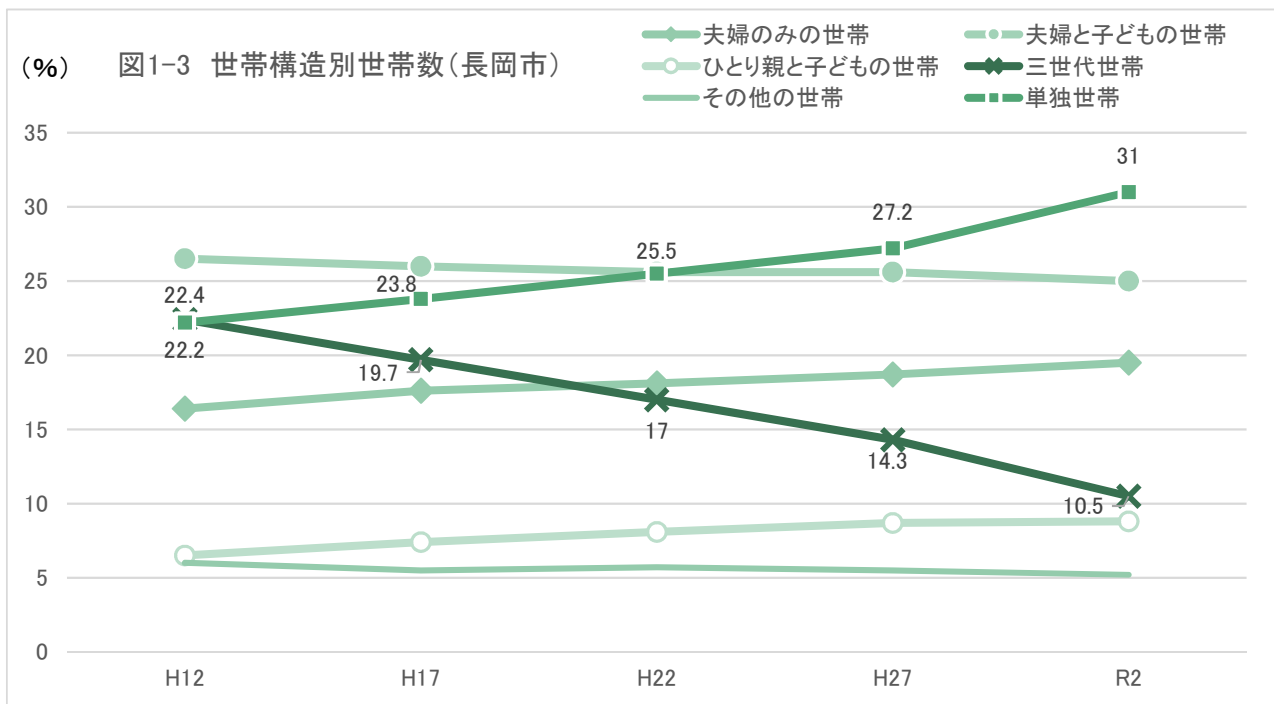
本市の人口は平成7年の約29.3万人をピークに、その後は人口減少が続いており、令和2年では約26.4万人となっています。年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加を続けています。高齢者の割合は全国平均を上回っています。世帯の構造としては、三世帯世帯が減少し、単独世帯が増加しています。



出典：国勢調査【総務省】



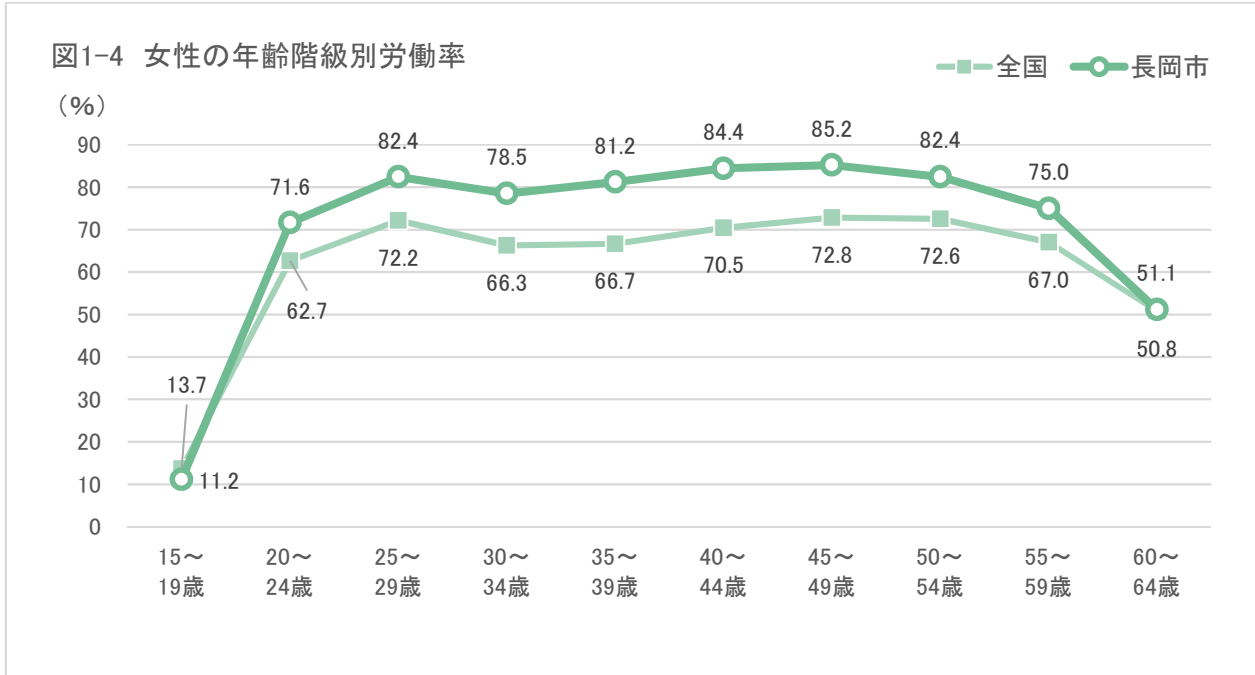
出典：国勢調査【総務省】



出典：国勢調査【総務省】

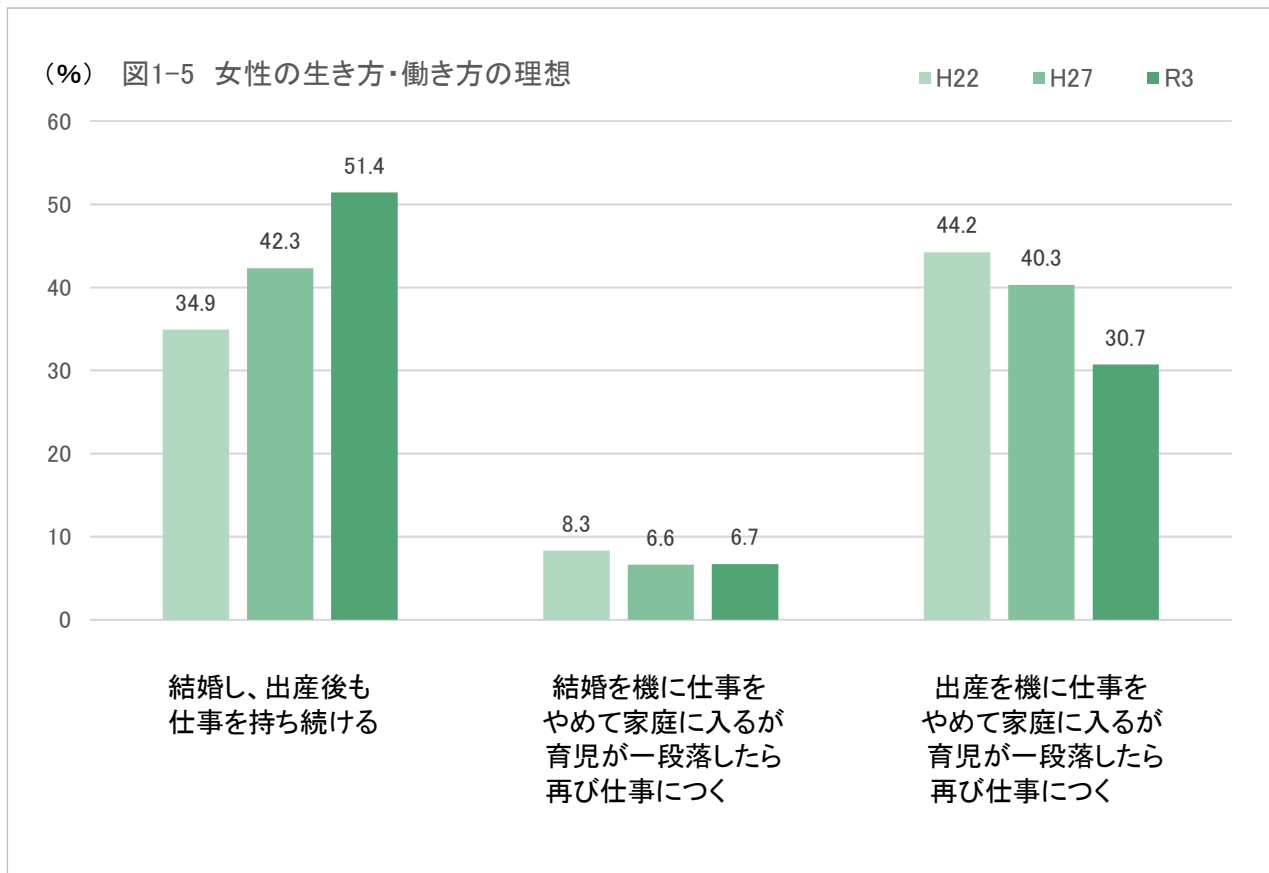
(2) 女性の年齢階級別労働率(全国・市)

女性の年齢階級別労働率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くことが知られています。長岡市は全国と比較してM字カーブの底が浅い傾向が見られます。また、女性の労働率は、ほとんどの年代で全国平均より高くなっています。



出典：平成 27 年度国勢調査【総務省】

「女性の生き方・働き方の理想」では、「出産を機に仕事をやめて家庭に入るが、育児が一段落したら再び仕事につく」と答えた人の割合が、平成27年の40.3%に対し、30.7%となりました。「結婚し、出産後も仕事を続ける」と答えた人は、42.3%から51.4%に上昇し、就労し続けることを望む割合が高くなっています。



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

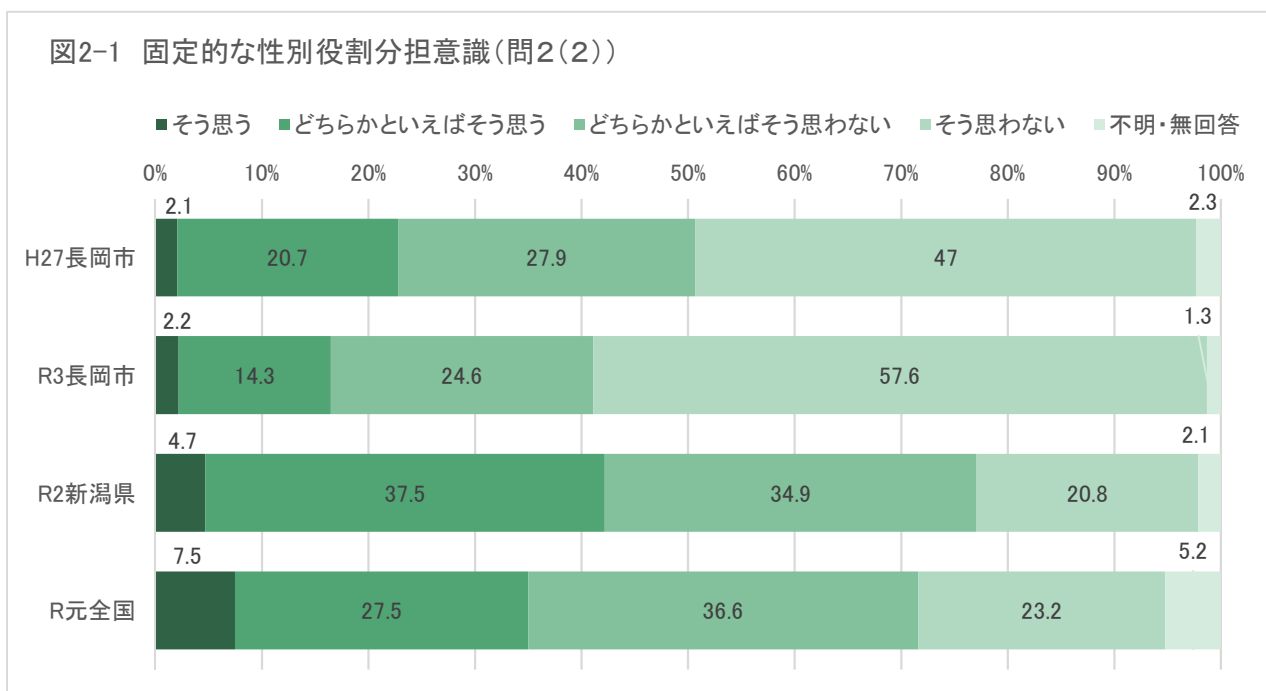
2 市民意識調査結果の概要

計画の改定にあたり、次のとおり市民意識調査を実施しました。調査の結果を中心に長岡市の現状を整理します。

年度	実施時期	名称	対象	回収数(率)
令和3年度	令和3年 4～5月	男女共同参画に 関する意識調査	無作為抽出による市内在住の 満18歳以上の男女3,000人	1,150票 (38.3%)
平成27年度	平成27年 10月	男女共同参画に 関する意識調査	無作為抽出による市内在住の 満20歳以上の男女3,000人	1,339票 (46.6%)

(1) 固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人）の割合は全体で82.2%となりました。平成27年の74.9%に比べて7.3ポイント上昇し、全ての年代で固定的な性別役割分担意識に否定的な人が増加しています。



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

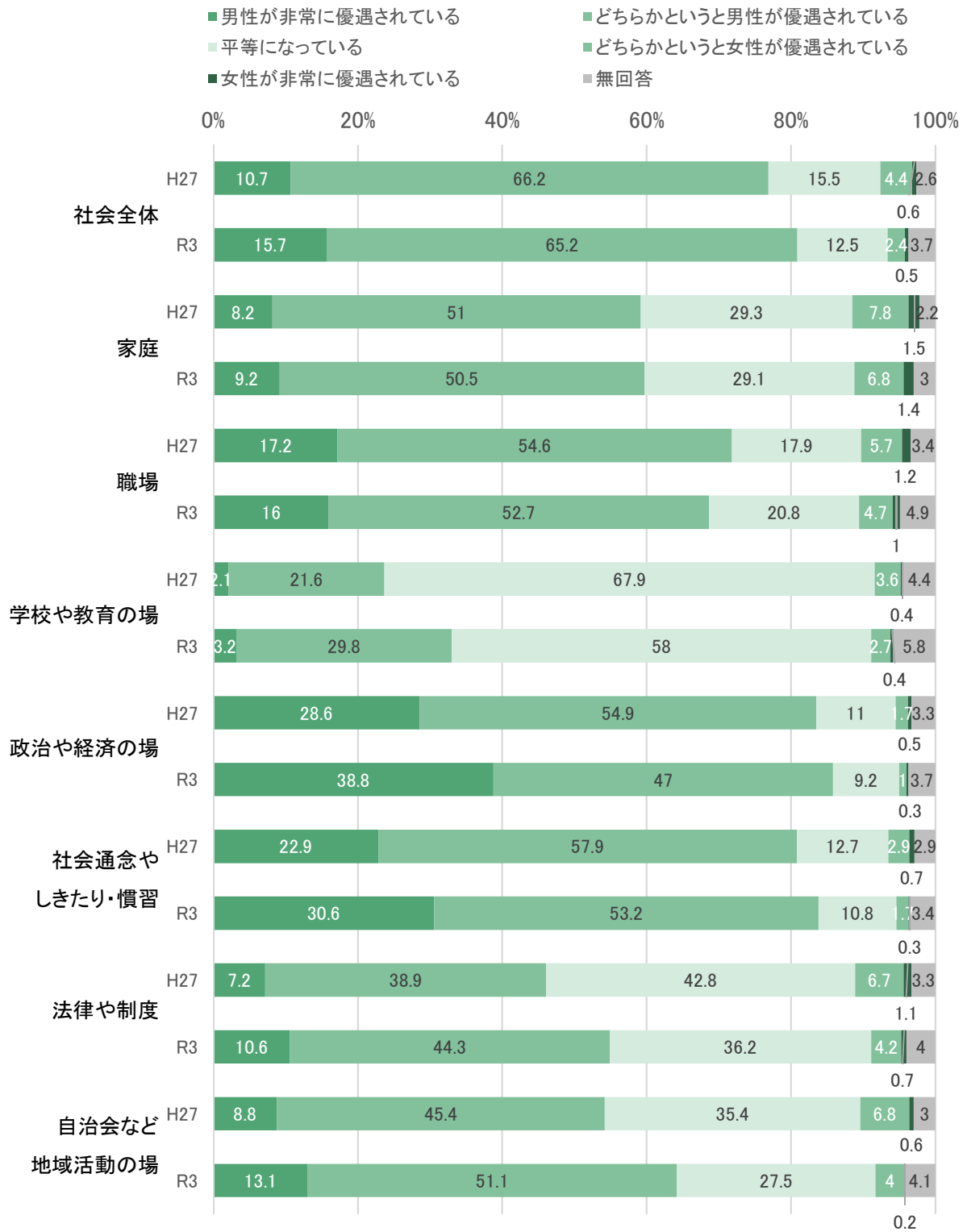
令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査

令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査

(2) 男女の地位の平等

男女の地位の平等感については、社会全体として「男性が優遇されている」と感じている人が多数となっています。「男性の方が優遇されている」と感じている分野は、「政治や経済の場」、「社会通念やしきたり・慣習」がそれぞれ8割以上と非常に高くなっています。

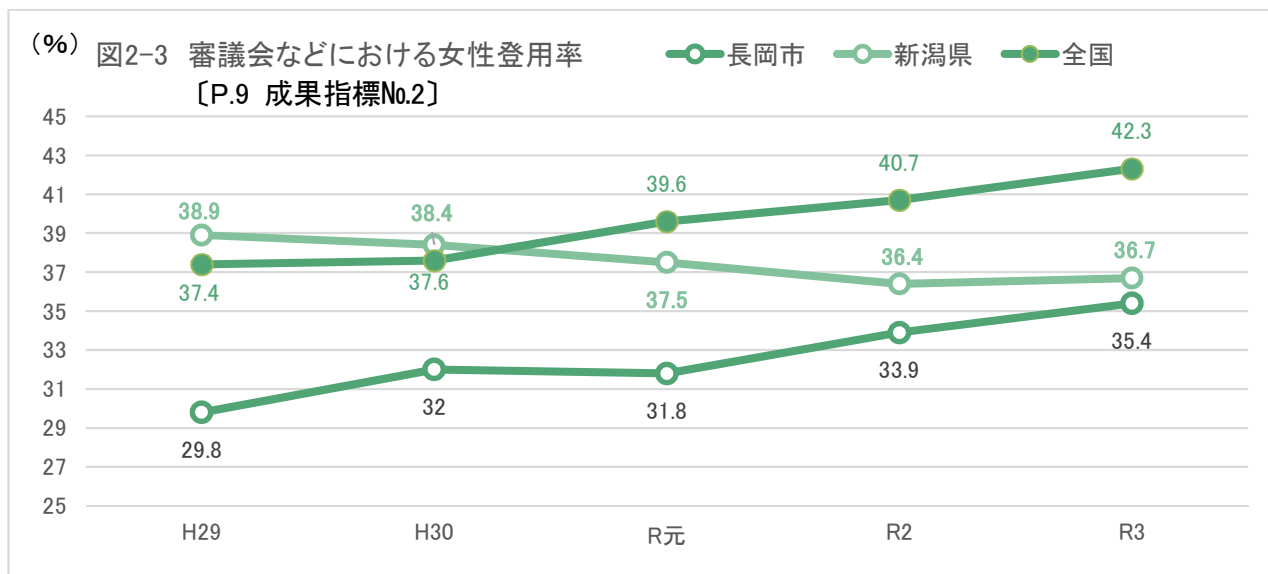
図2-2 男女の地位の平等(問3)[P.9 成果指標No.1]



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 審議会政策・方針決定の場における女性の参画促進

本市の審議会などへの女性登用率については、令和3年度に35.4%となり、全体としては徐々に上昇しています。しかし、この数値は国や県より低く、一層の取り組みが必要です。



出典：国の比率・内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
 県の比率・新潟県資料、長岡市の比率・人権・男女共同参画課資料

3 女性活躍、仕事と生活の調和について

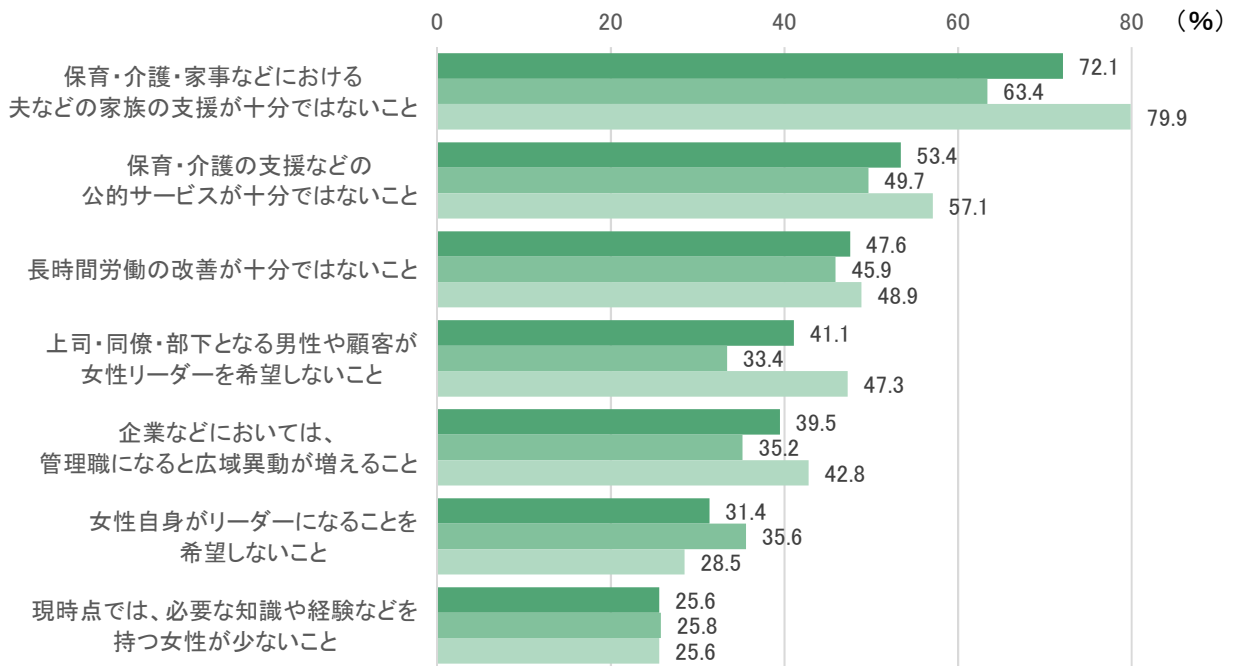
(1) 政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やす時の障害(複数回答)

「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が全体で72.1%、女性では79.9%と圧倒的に多くなっています。次に「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」「長時間労働の改善が十分ではないこと」、「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が多くなっています。「女性自身がリーダーになることを希望しない」も約3割の回答者が障害になっていると回答しています。

全国調査との比較では、長岡市は特に「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」、「企業などにおいて管理職になると広域異動が増えること」、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」と回答した人が多くなっています。

図3-1-1 政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やす時の障害(問4)

[P.9 成果指標No.3] ■全体 ■男性 ■女性

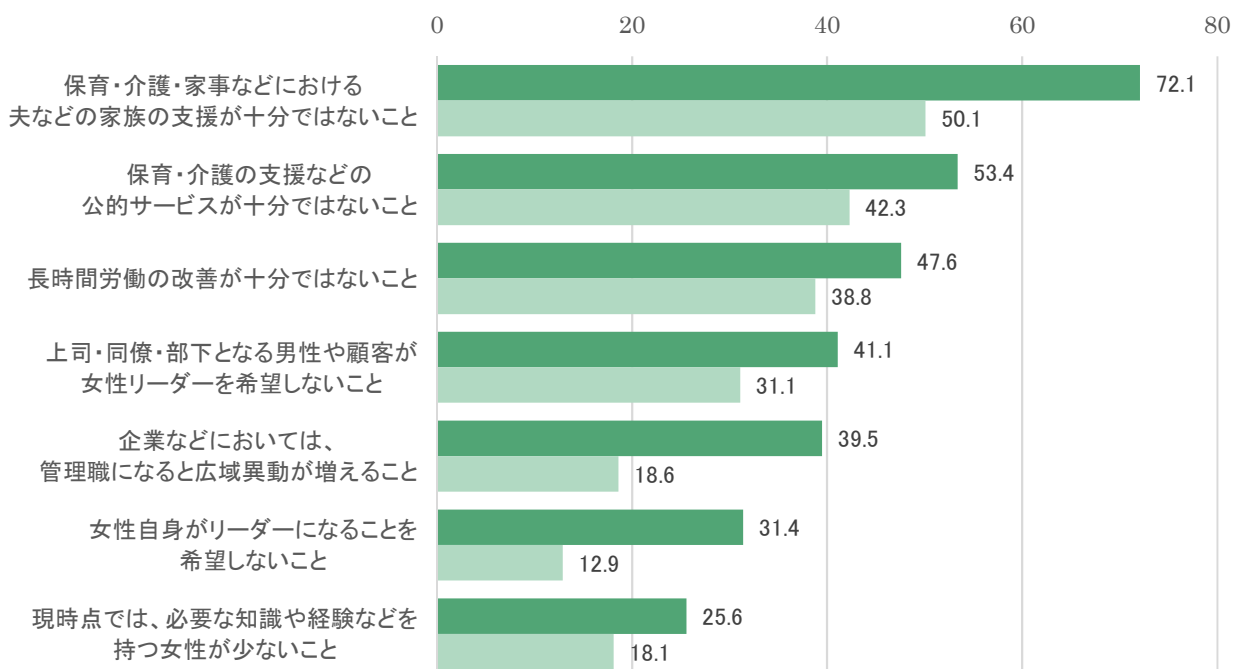


出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

図3-1-2 政治・経済・地域などの各分野で女性リーダーを増やす時の障害

(全国調査との比較)[P.9 成果指標No.3]

■R3長岡市 ■H26全国 (%)



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

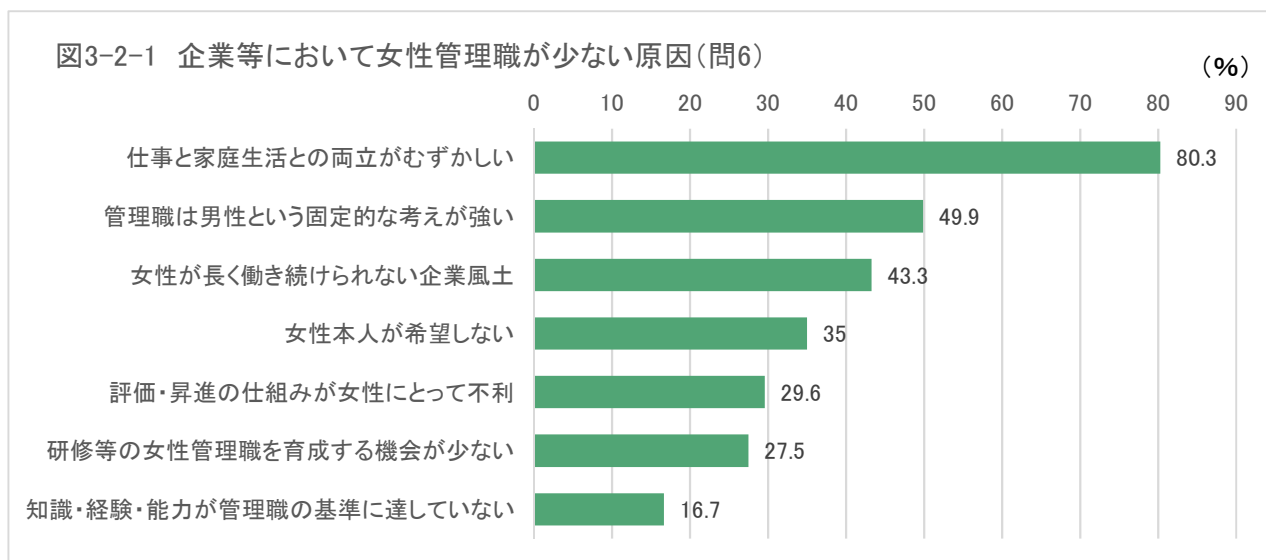
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査（平成26年8月）」

(2) 職場における女性登用(複数回答)

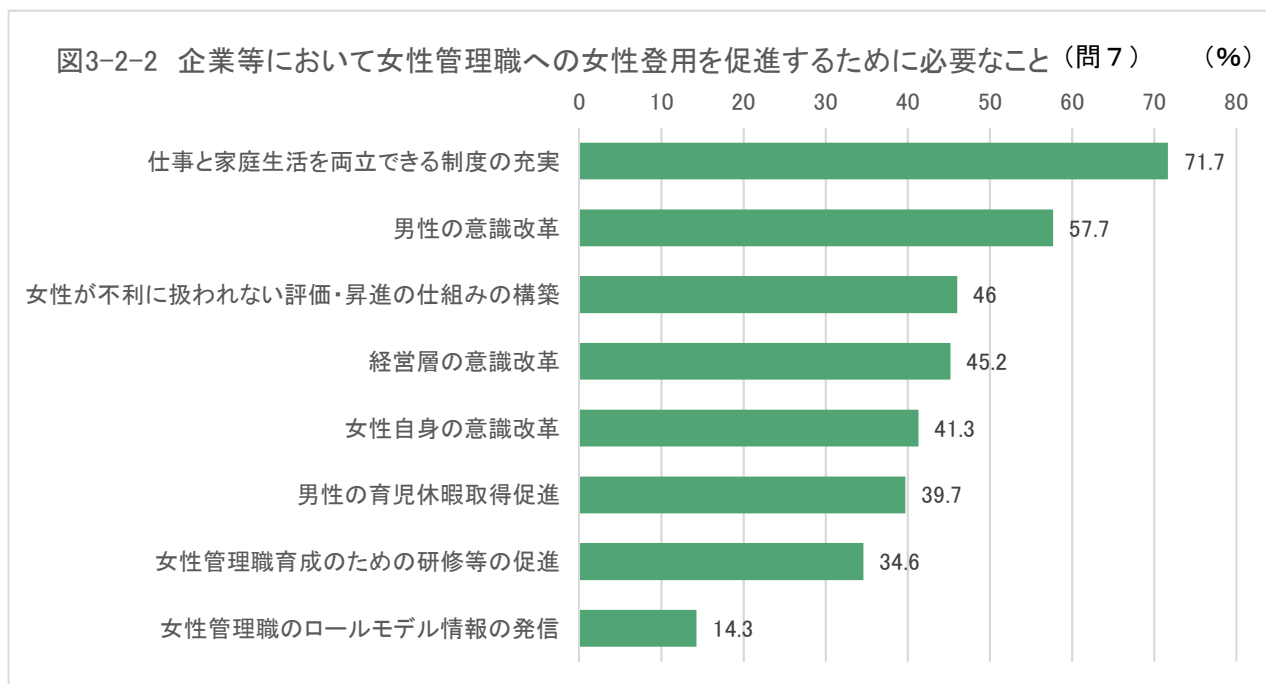
企業等において女性管理職が少ない要因については、「仕事と家庭生活との両立がむずかしい」が80.3%と圧倒的に多くなっています。

また、「女性本人が希望しない」も35.0%となっています。

企業等の管理職へ女性登用の促進に必要なことについては、「仕事と家庭生活を両立できる制度の拡充」が71.7%と圧倒的に多く、次に「男性の意識改革」57.7%と多くなっています。



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査



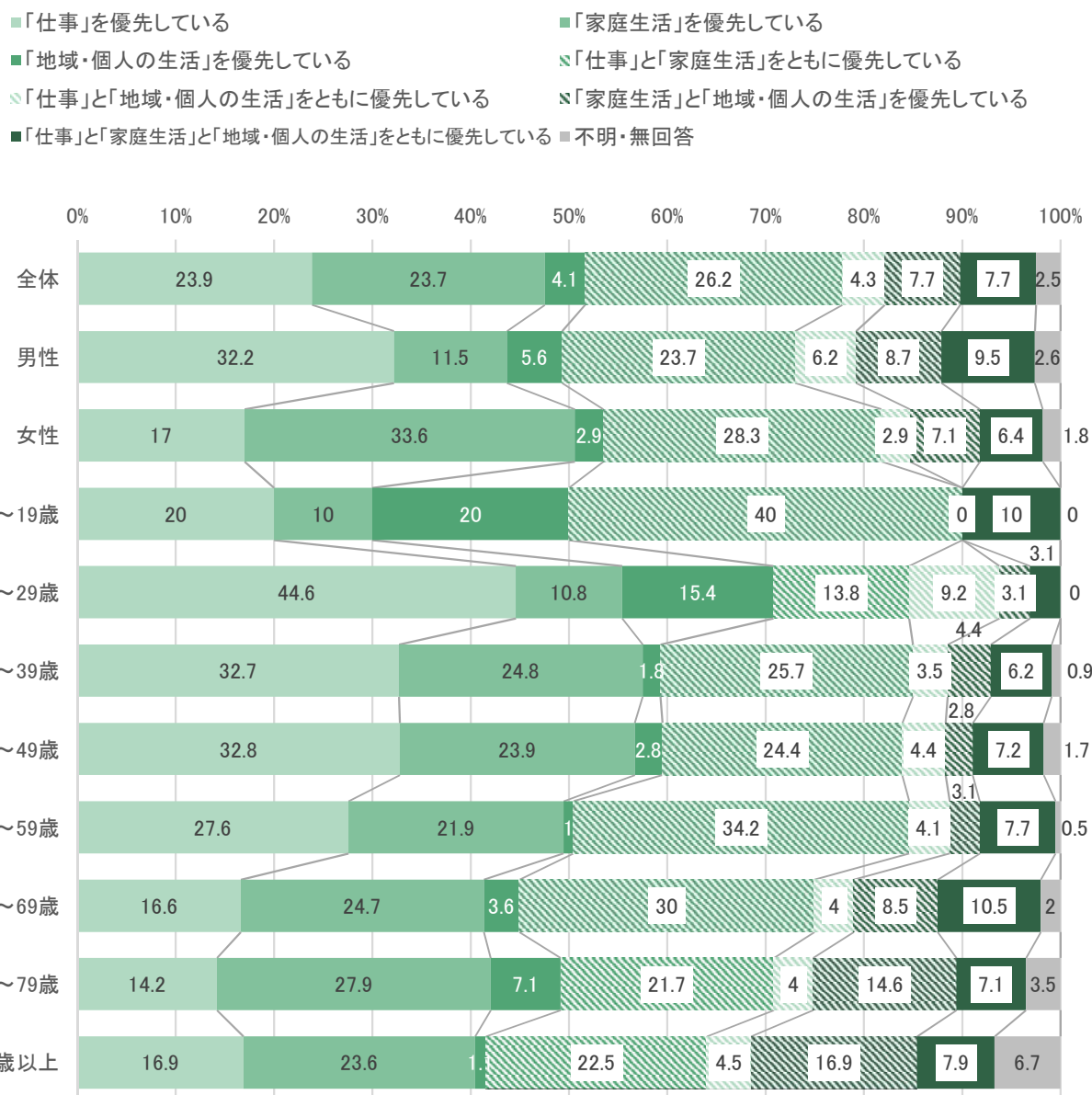
出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の現実について、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」人が 26.2%、次に「仕事」を優先している」人が 23.9%、「家庭生活」を優先している」が 23.7%と多くなっています。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現している指標となる「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のすべてを優先できている人の割合は 7.7%となっています。平成 27 年の意識調査では 7.5%であり、増加していません。

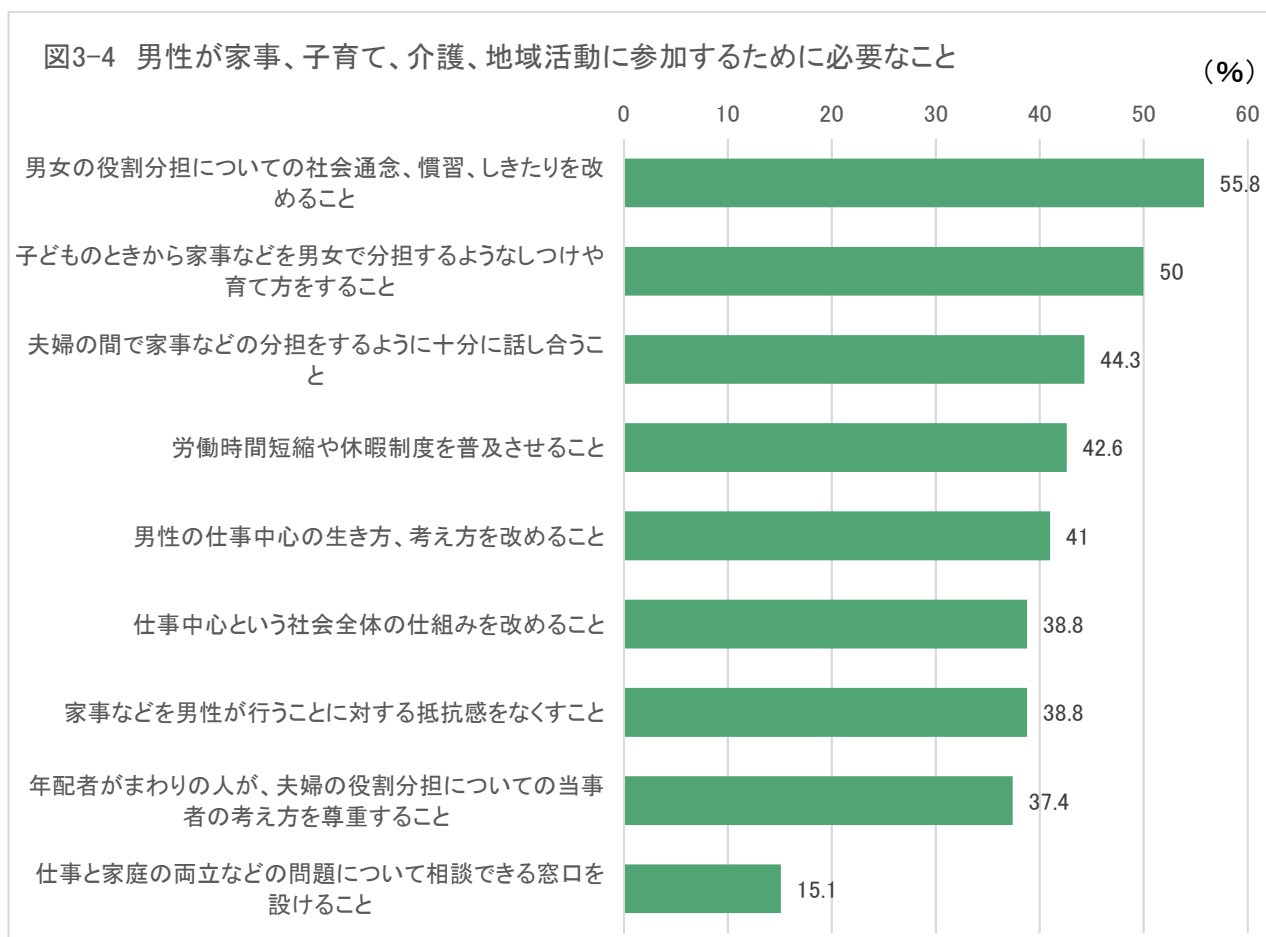
図3-3 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の現実(問9) [P.9 成果指標No.4]



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

(4) 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと (複数回答)

「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が55.8%、「子どものときから家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をする事」が50%と多くなっています。

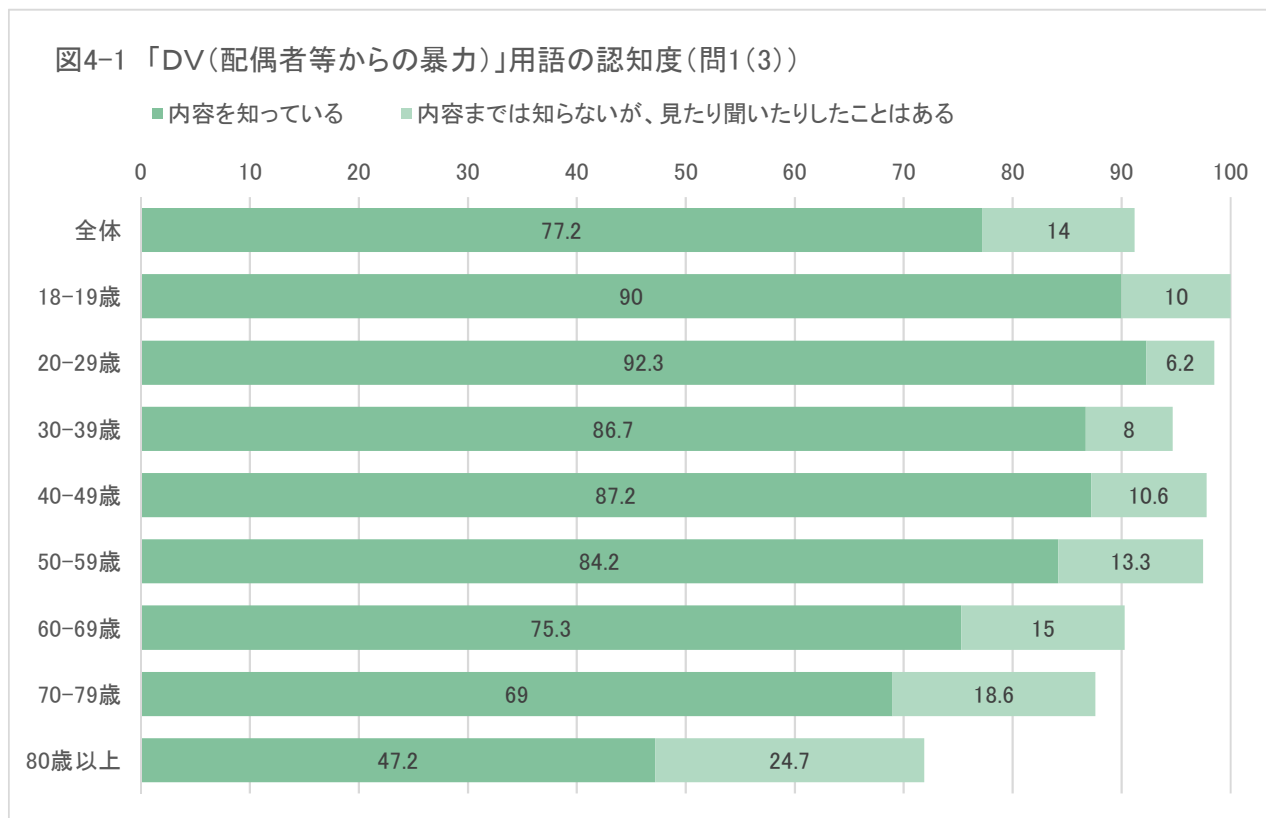


出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

4 配偶者などからの暴力の根絶

(1)「DV(配偶者等からの暴力)」に関する用語の認知度

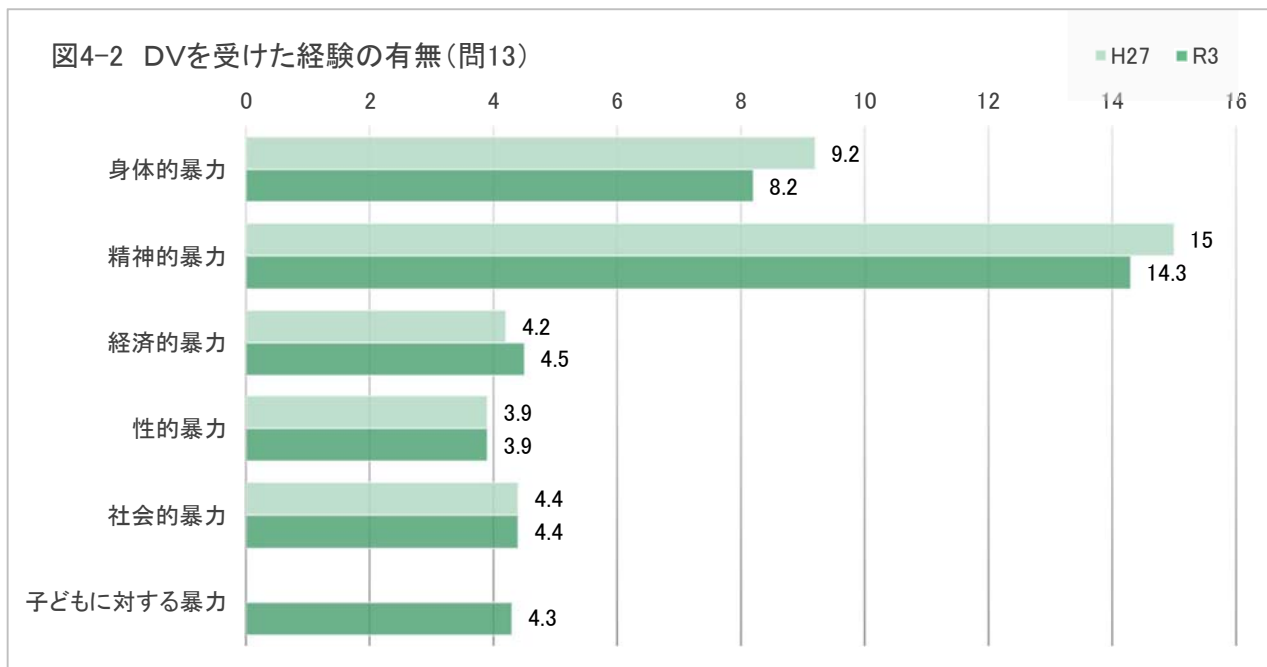
「内容を知っている」と回答した人は全体の77.2%、「内容までは知らないが、見たり聞いたりしたことはある」と回答した人は全体の14%であり、ほとんどの市民が用語について認知しています。



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

(2)DVを受けた経験

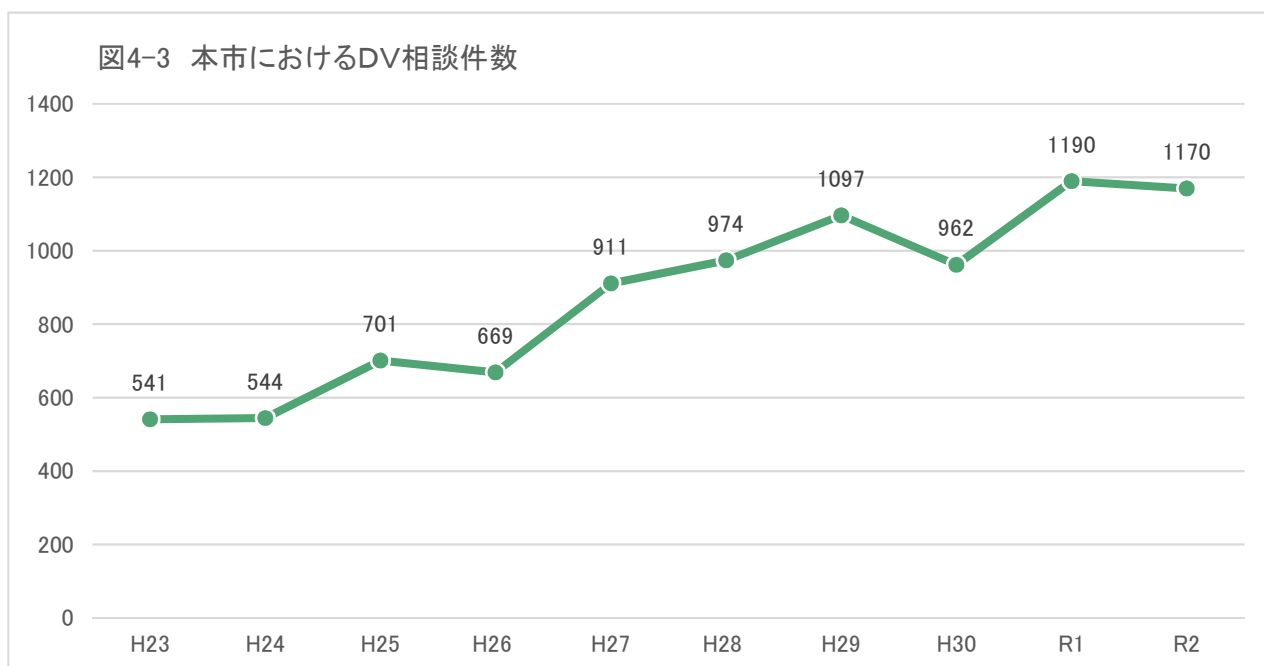
「DVを受けた経験がある」と答えた人の割合は、身体的暴力で8.2%、精神的暴力で14.3%、経済的暴力が4.5%、性的暴力が3.9%、社会的暴力が4.4%、子どもに対する暴力が4.3%となっています。平成27年度とほぼ同等の割合です。



出典：男女共同参画に関する市民意識調査

(3)本市におけるDV相談件数

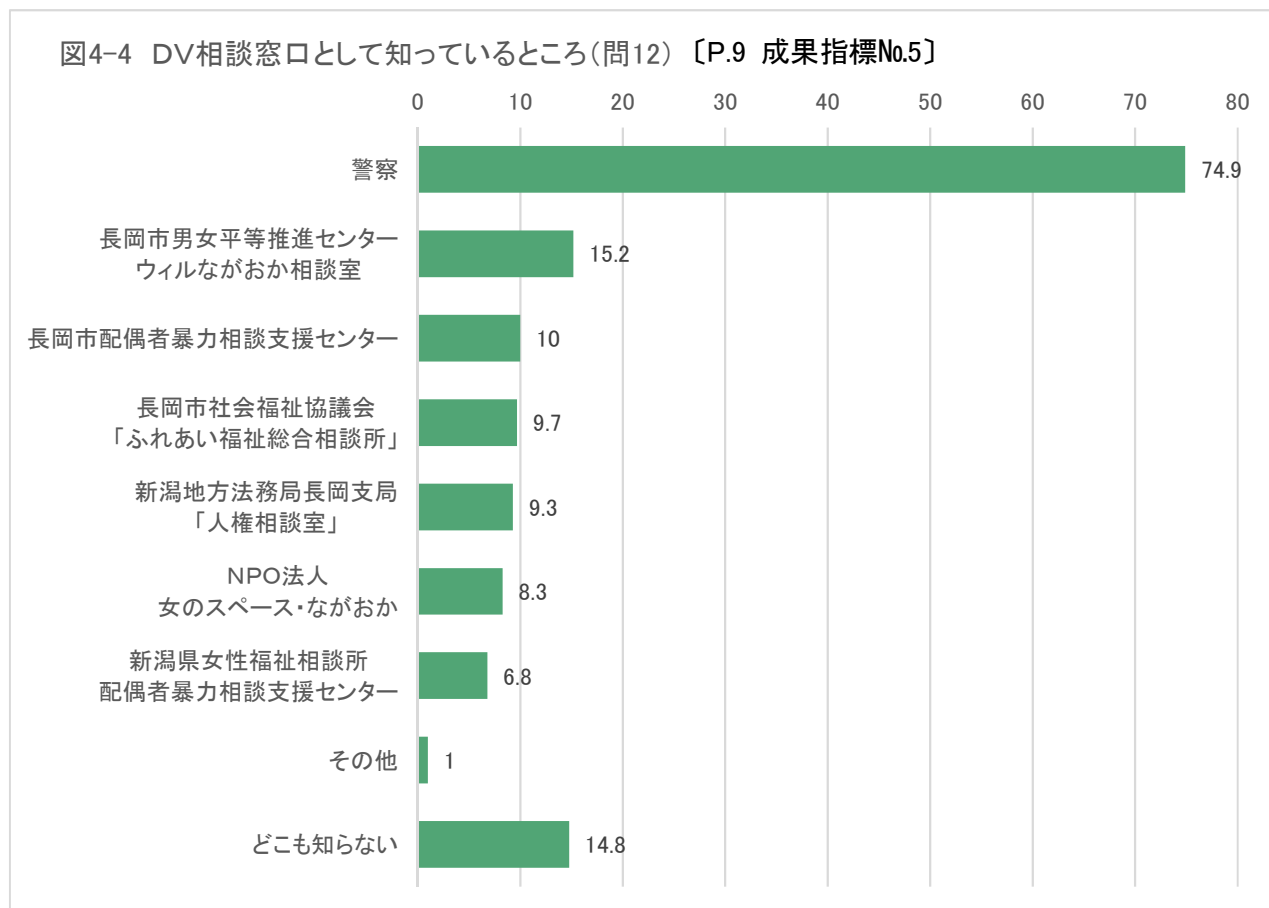
平成23年度延べ541件から令和2年度延べ1,170件と大きく増加しました。相談件数の増加とともに相談内容は複雑・深刻化しています。



出典：人権・男女共同参画課調査

(4)DVの相談窓口(複数回答)

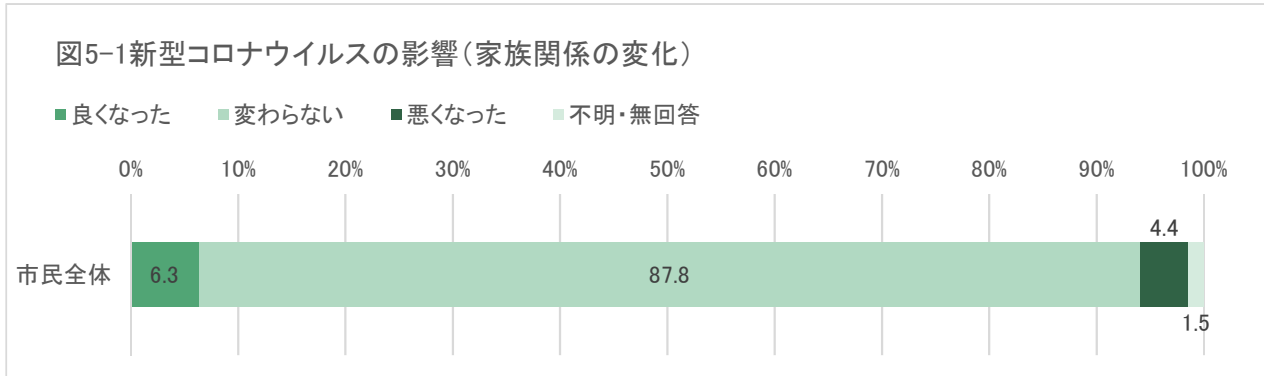
DV相談窓口として知っているところについては、「警察」が74.9%と圧倒的に多く、その他は少ない状況です。「どこも知らない」人は14.8%で、前回調査から少し増えています。



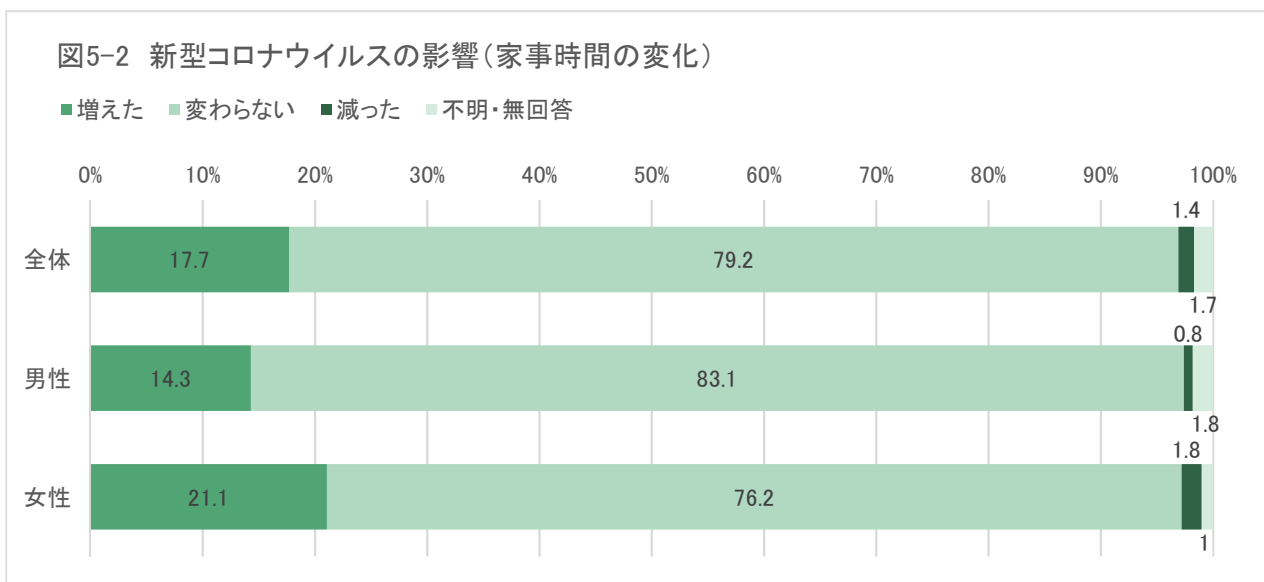
出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

5 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響による家族関係の変化については、「変わらない」人が87.8%と圧倒的に多い状況です。また、家事時間の変化についても、「変わらない」人が79.2%と圧倒的に多い状況ですが、「増えた」人は17.7%となっています。



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査



出典：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

第3章 施策の内容

第3章 施策の内容

基本目標1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する

1 現状と課題

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別で役割を固定的に捉える意識は、徐々に減ってきているものの、いまだに根強く残っています。

働き方や暮らしの中に、長年にわたって形成されてきた性別による固定的な役割分担意識や、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）があり、男女共同参画社会の実現の支障となっています。[P.15 図2-1]

このため、ジェンダー平等の視点から、あらゆる分野・あらゆる場面で男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができるように、意識啓発や男女平等教育、意思決定の場への女性の参画の促進、生涯にわたる健康支援など社会環境の整備に取り組む必要があります。

また、近年、社会的な関心が高まっている性的指向及び性自認等により困難を抱えている人に対する理解を促進し、人権に十分配慮して事業を実施します。

※性的指向・・・恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性がある）

※性自認・・・自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる）

2 施策の方向性

【推進方向1】 男女平等の意識啓発

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」と性別で役割を固定的に捉えることに否定的な意識を持つ人の割合が国や県の調査と比べて高い一方、「社会通念やしきたり・慣習」において、約8割の人が「男性が優遇されている」と感じているなど、男女共同参画社会を実現する上で、様々な場面で支障が生じているといえます。

このため、あらゆる機会を通じて、男女平等の意識啓発を行うとともに、男女がともに多様な生き方を選択できるように、更に制度や慣行の見直しを行っていきます。

【推進方向2】 男女平等教育の推進

男女平等の意識向上と男女共同参画社会を実現するためには、子どものころからの男女平等教育が重要です。

次世代を担う子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、子ども自身が自ら判断力を身につけ、自立・自律ができるよう男女平等教育を推進します。

また、幼児教育や学校教育などの教育関係者に対する研修の充実を図ります。

【推進方向3】 政策・方針、意思決定の場への女性参画推進

男女共同参画社会を形成していくためには、政策や方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な視点や考え方が反映されることが重要であり、国の第5次計画では「2020年代の可能な限り早期に30%程度」の目標を掲げています。特に、女性の参画が進んでいない政治や経済分野への取り組みを明確化し、分野ごとに目標と期限を定めました。

本市の審議会などにおける女性委員の割合は、平成27年に初めて目標の30%に到達しました。女性の委員がいない審議会の数が減少するなど、全体としては徐々に女性委員の登用が進んでいる状況です。今後も条例及び「審議会などへの女性登用推進のための指針」の周知徹底を図り、さらに女性の登用が進むよう取り組みを推進します。

さらに行政だけでなく、企業や民間団体、農林水産業・商工業の分野、地域社会・防災の分野などにおいても男女共同参画を推進し、指導的立場への女性の参画を促進していく働きかけを行います。

【推進方向4】 男女の生涯を通じた健康支援

男女がともに生涯を通じて健康を維持・増進するためには、自分の身体や健康について自ら判断し、決定できることが大切であり、それをお互いに尊重することが重要です。

特に女性は、妊娠・出産という重要な役割を担っていることから、女性の心身の健康に配慮しつつ、男女が責任を認識・共有していくことが必要です。

このため、思春期相談の充実や、性と生殖に関する健康・権利の視点から、人生の各段階に応じた心身の健康についての情報提供や学習機会の提供、妊娠・出産期における健康支援など、生涯を通じた健康づくりの支援を行います。

【推進方向5】 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用者の増加や単身世帯・ひとり親世帯が増加している中で、貧困等による生活困窮者は幅広い層へ広がりを見せており、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められるようになってきています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による暮らしの不安も注視していく必要があります。

このため、男女共同参画の視点に立ち、貧困等により困難を抱えた人々に対する支援を充実し、誰もが安心して暮らせる環境を整備していきます。

3 施策の内容

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(1) 社会制度・慣行の見直しと意識啓発	01	男女共同参画の視点に基づいた広報・情報発信	「男女共同参画の視点による広報チェックリスト」や「長岡市ソーシャルメディア活用ガイドライン」を活用して庁内の意識啓発を継続的に行い、適切な表現による広報・情報発信を進めます。	広報課 人権・男女共同参画課
	02	メディア・リテラシー（情報読解能力）の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供します。	人権・男女共同参画課
	03	男女平等推進センター「ウィルながおか」での意識啓発事業	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や、情報誌あぜりあの発行、各種講座を開催し、広く市民への意識啓発を行います。	人権・男女共同参画
	04	家庭教育活動事業	性別にかかわらず、社会の多様な変化に対応できるように、家庭における教育力を高めるための意識啓発を図ります。	子ども・子育て課
	05	地域人材教育活動事業	性別にかかわらず、多様な生き方を選択できるように、実践力を備えた地域リーダー育成のための地域学びコーディネーター講座などを開催し、意識啓発を図り地域に浸透させます	中央公民館
(2) 学校などにおける男女平等教育の推進	06	小・中学校の児童生徒への男女共同参画学習	児童生徒の発達段階に応じて、性別・性差にかかわらず人権を尊重することの意識を高めるとともに、学校教育全体を通して男女の平等や相互理解・協力についての指導の充実を図ります。	学校教育課
	07	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画に関する研修	校内研修等の機会において、性別・性差にかかわらず人権を尊重することの意識を高めるとともに、男女の平等や相互理解・協力について教職員が正しい認識を持てるように意識啓発を行います。	学校教育課
	08	幼児への男女共同参画教育	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員のジェンダー平等に関する意識啓発を外部講師からの園内研修などで高め、子どもたちが性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重できる教育に取り組んでいきます。	保育課
	09	幼稚園・保育園・こども園の保護者を対象とした男女共同参画の意識啓発	保護者を対象に、男女がともに育児参加する意識啓発を幼児家庭教育講座や園における行事を通して行います。	保育課

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
(3) 審議会などへの女性の参画推進	10	政策方針決定過程への女性参画割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	人権・男女共同参画課
	11	女性管理職員の登用率の向上	特定事業主行動計画に基づき、研修の実施等により女性職員のキャリア支援を図るとともに、係長や課長補佐への登用を着実に推進します。	人事課
	12	コミュニティでの女性の参画促進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、地域のコミュニティ推進組織の委員等の選出時に、意識啓発を図ります。	市民協働課
	13	防災分野での女性の参画促進	防災会議の女性委員の割合を増やす取り組みを行います。	危機管理防災本部 子ども・子育て課
	14	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課
(4) 企業・団体などにおける女性の参画推進	15	女性管理職登用の推進 【女性活躍】	企業における女性登用の必要性や、そのための環境づくり、意識啓発を行います。 働く女性を対象としてエンパワーメントセミナー等の意識啓発を行います。	産業立地課 人権・男女共同参画課
	16	雇用の場におけるダイバーシティの推進 【女性活躍】	個々の事業に応じた多様な働き方を実現するために、事業主や労働者に意識啓発を行います。	産業立地課
(5) 農林水産業の分野における女性の参画推進	17	女性農業者向け研修会の開催支援 【女性活躍】	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援します。	農水産政策課
	18	家族経営協定の締結促進 【女性活躍】	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(6) 防災活動への女性の参画推進	19	女性消防団員の育成	女性消防団員を積極的に採用するとともに、訓練や研修の受講等を通じて資質向上を図ります。	消防本部総務課
	20	女性の視点を取り入れた防災活動の実施	子育て世代向けの防災講座や、女性をはじめ幅広い住民が関心を持ちやすい災害食講座などを地域で実施し、防災活動への女性の参加を促します。	危機管理防災本部 子ども・子育て課 人権・男女共同 参画課
	21	男女のニーズの違いに配慮した避難所環境の整備	避難所運営マニュアルへ男女共同参画の視点からの配慮事項を充実させるほか、男女のニーズの違いに配慮した災害用備蓄品の整備を進め、誰もが安心して過ごせる避難所環境を整備する。	危機管理防災本部 子ども・子育て課 人権・男女共同 参画課
(7) 男女の生涯を通じた健康支援	22	ながおかヘルシープラン 21 の推進	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、健康づくりに取り組み健康寿命の延伸を目指します。 また、本市の自殺死亡率は国や県の平均を上回って推移していることから、「誰も自殺に追い込まれることのない長岡へ」の実現を目指し、自殺対策に取り組みます。	健康課
	23	子宮頸がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康課
	24	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付します。妊娠届を提出した妊婦に産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。 宿泊型産後ケア、ままりラ（産婦相談）等により産婦の心身のケア等を行います。	子ども・子育て課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(7) 男女の生涯を通じた健康支援	25	思春期・青少年相談	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、不登校、いじめ、対人関係、学習の問題、心身の障害、家庭における養育、就労や社会生活、性的指向及び性自認に関することなどの相談を受け付け、関係機関と連携して対応します。	学校教育課
	26	介護予防事業	高齢者がいつまでも元気で過ごすことができるよう、運動機能向上・認知症予防・栄養改善・うつ予防・口腔機能向上等の教室を開催します。また、地域で自主的に介護予防の活動を行っている団体を支援します。	長寿はつらつ課
(8) 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	27	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金 【女性活躍】	ひとり親家庭の方々の安定就労に資する資格の取得等を促進するため、受講費の助成や受講期間中の生活費を支給する、自立支援教育訓練給付金支給事業・高等職業訓練促進給付金等支給事業を行います。	生活支援課
	28	母子・父子自立支援プログラム策定事業 【女性活躍】	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	生活支援課
	29	生活困窮者自立相談支援事業 【女性活躍】	自立相談支援機関において、多様な問題を抱える生活困窮者に対し、課題の把握と相談援助を行い、関係機関と連携しながら問題解決に向けた支援を図ります。	生活支援課
	30	生活困窮者学習支援事業 【女性活躍】	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、委託事業所において学習の機会を提供し、貧困連鎖の防止を図ります。	生活支援課

※ 事業名に【女性活躍】と付してある事業は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に関する事業

基本目標2 あらゆる女性が自ら望む活躍を実現する

【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】

1 現状と課題

各分野で女性リーダーを増やす時の障害となるものについて、意識調査の結果では、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が7割を超え、男女別では男性が約6割、女性は約8割が十分ではないと回答しています。女性が活躍するうえで欠かすことのできない家族の支援について、男女で大きな認識の違いがみられます。

また、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」、「長時間労働の改善が十分ではないこと」が約5割となっており、さらなるワーク・ライフ・バランスの推進が必要であることを示しています。

「女性自身がリーダーとなることを希望しないこと」については、約3割が障害となっていると認識しており、これまでの慣習の中で続いてきた「男性は仕事、女性は家庭」という、どちらかといえば女性に従属的である立場から脱却し、働くこと、家庭生活、地域活動などの様々な分野において、自分の人生にやりがいや充実感を持ち、自らが望む生き方や活躍の方法を選択し、実現できる環境を整えていくことが必要です。[P.18 図 3-1-1]

2 施策の方向性

【推進方向6】働く場における男女共同参画の推進

これまでの労働慣行を見直し、男女がともに意欲と能力に応じた働き方を選択し、子育てや介護の家庭生活を営めるような雇用・労働環境の整備をしていくには事業者の理解が何よりも重要です。

特に、雇用主の意識が重要であるため、ワーク・ライフ・バランスの必要性を理解してもらうための働きかけなどをはじめ、男性の家事・育児への参加や女性が継続して働き続けることができる環境づくりを支援します。

【推進方向7】家庭における男女共同参画の推進

一人ひとりが持っている個性と能力を十分に発揮し、健康で豊かに暮らしていくためには、お互いに理解し合い、ともに働き、ともに家庭の役割を担うことが必要です。

しかし、男性も家事や育児を行いたいと思いつながら、労働時間が長いなどの理由から女性が家事や育児・介護のほとんどを担っているため、女性が希望の就業形態で働くことを困難にしている一因となっています。

働き続けることを望む女性が増えている中、継続して働き続けられる環境づくりを支援するとともに、男性が地域活動や家族の一員としての役割を女性とともに担えるように意識啓発に取り組みます。

【推進方向8】 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画の施策を推進するためには、最も身近な地域における啓発活動が重要です。

普段の地域活動の多くを女性が担っている状況がある一方、団体の代表は男性が多いという状況があり、地域における女性の参画は進んでいません。

男女共同参画の視点を持つことで地域の女性が活躍し、様々な活動ができる環境整備のための取り組みを支援します。

【推進方向9】 多様な生き方への支援

共働き世帯が全体の半数を超えている中、男性の多くは長時間労働のため、家事や育児などの家庭生活に関わる時間が短く、女性の多くがその役割を担い、結婚や出産などを機に、就業の中断を選択せざるを得ない場合があります。

子育てや介護を支援するための社会環境の整備と、仕事と育児や介護の両立について、男女がその役割と責任を担いあう意識の醸成に取り組みます。

3 施策の内容

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(9) 多様な活躍につながる 機会の提供と情報の発信	31	多様な活躍に繋がる学びや体験の機会の提供 【女性活躍】	女性の活躍の場を広げるため、地域活動、起業、政治、市民活動など、様々な分野について学び、体験する機会を提供します。	人権・男女共同参画課
	32	多様な活躍に向けた啓発・情報発信 【女性活躍】	女性の活躍に関する情報を広く発信するとともに、必要性について啓発を行います。	人権・男女共同参画課
	33	就職・再就職支援 【女性活躍】	子育て世代などを中心に、就職や再就職を支援する機会を充実させます。	人権・男女共同参画課 産業立地課
	34	起業・創業支援 【女性活躍】	起業・創業が多様な働き方の一つであるとの認識を広めるとともに、起業・創業に必要な知識やノウハウを習得する機会を提供します。	産業イノベーション課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(10) ワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい職場環境づくり	35	ワーク・ライフ・バランスの推進 【女性活躍】	仕事と生活の調和を実現するため、事業主や市民などに意識啓発を行います。 また、行政だけでなく、関係機関との連携体制を活かしながら、取組みを進めます。	産業立地課 人権・男女共同 参画課
	36	働きやすい職場環境推進事業 【女性活躍】	働きやすい職場環境を整備し、誰もがいきいきと働けるよう、働き方改革相談員の企業訪問、テレワーク推進に向けた企業向けセミナーの開催、社会保険労務士による勉強会や社内研修会を行い、働き方改革を推進します。	産業立地課
	37	ハッピー・パートナー企業登録促進 【女性活躍】	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取組みを行います。また、市の建設工事入札参加資格審査において、登録企業を対象に主観点の加算を行います。	人権・男女共同 参画課 産業立地課 契約検査課
	38	男女の介護・育児と仕事の両立の支援 【女性活躍】	仕事と育児・介護など、家庭での役割を男女が共に担いながら、やりがいを持って働き続けられる職場環境の整備支援を行います。また、子育て世代向けの就職説明会など、ライフステージに合わせた企業説明会を開催します。	産業立地課
	39	相談機能の充実 【女性活躍】	子育てと仕事の両立、再就職、職場の人間関係など仕事や職場の悩みについて、相談会など、相談できる機会を充実させます。	人権・男女共同 参画課
(11) 地域・社会活動における男女共同参画推進	40	コミュニティ推進事業 【女性活躍】	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づくりをしていくため、男女共同参画に関連する事業として、コミュニティセンター主催事業や、地域や町内会における意思決定過程への女性の参画を促進する啓発講座を実施します。	市民協働課 人権・男女共同 参画課
	41	まちなかキャンパス長岡運営事業 【女性活躍】	市内4大学1高専と長岡市の協働により、多様化、高度化する市民の学びのニーズに応じ、世代や性別に関わらず誰もが学べる講座や事業を実施します。なかでも女性が参加しやすい形式（オンラインやサテライト開催等）の講座を開催するなど、女性の学びの機会を増やすよう努めます。	市民協働課

主要 施策	No.	事業名	内容	推進課
(12) 子育て支援体制の整備・充実	42	育児と仕事の両立支援 【女性活躍】	特定事業主行動計画に基づき、子の出生が見込まれる職員を把握し、対象職員に対して育児休業等の取得を勧奨するとともに、育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成・職場づくりを進めます。	人事課
	43	ファミリー・サポート・センター事業 【女性活躍】	「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	子ども・子育て課
	44	子育て家庭からの相談に対する支援の充実 【女性活躍】	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や相談対応をします。 気軽に相談できるように、子育ての駅において子育てコンシェルジュが相談対応をします。 また、子ども家庭センターにおいて、子育てや発達などの相談対応を行います。	子ども・子育て課
	45	子育ての駅の運営 【女性活躍】	子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行います。	子ども・子育て課
	46	男性の育児に対する支援の充実 【女性活躍】	男性の育児参画を推進するため、妊婦とパートナーと一緒に妊娠・出産育児について学ぶ講座の開催や男性の育児相談窓口の開設、男性が参加しやすい育児講座を開催します。	子ども・子育て課
	47	児童クラブの充実 【女性活躍】	児童の健全な育成と放課後の安心・安全な居場所づくりを推進するため、地域コミュニティ推進組織や学校と協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	子ども・子育て課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(12) 子育て支援体制の整備・充実	48	母子保健推進員活動 【女性活躍】	各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てができるよう支援します。	子ども・子育て課
	49	保育園併設地域子育て支援センター等の運営 【女性活躍】	子育てに悩んでいる方や交流する機会を望んでいる方に保育園を開放し、育児等の相談・支援や、子育てに関する情報の提供などを充実させ、地域の子育て家庭における育児支援を行います。	保育課
	50	多様なニーズに応じた保育の実施 【女性活躍】	就労形態の多様化等に対応し、子育てと仕事の両立を支えるため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などニーズに応じた各種保育サービスを実施します。	保育課
(13) 介護支援体制の整備・充実	51	高齢者や介護者の相談窓口の運営 【女性活躍】	地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族の様々な相談に対応します。	長寿はつらつ課

※ 事業名に【女性活躍】と付してある事業は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に関する事業

基本目標3 配偶者などからの暴力を根絶する

【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】

1 現状と課題

DVは、重大な人権侵害であり、配偶者などからの暴力の被害者の多くが女性であるため、女性に対する暴力の根絶は男女共同参画社会を形成して行く上で、克服すべき重要な課題です。DVには、身体的暴力だけでなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力などが含まれ、親の暴力的な関係を子どもに見聞きさせることは、子どもへの虐待です。また、家庭や個人の問題として被害が表面に出にくい問題です。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などを背景としたDVの増加、深刻化を懸念し、令和2年4月に、新たな相談窓口として「DV相談プラス」を開設しました。これまで見過ごされがちであった精神的、経済的暴力の潜在化を防ぐため、被害者が相談に繋がりやすい環境の整備と相談窓口のさらなる周知が必要だとしています。

市では、「配偶者暴力相談支援センター」やウィルながおか相談室などに寄せられるDVの相談件数が、年々増加しています。市民意識調査では90%を超える人がDVという言葉を知っており、DVを受けた経験があると答えた人は身体的暴力で約12人に1人、精神的暴力で7人に1人にのぼっています。〔P.21 図4-1～4-3〕

また、交際している相手から受ける暴力、いわゆるデートDVの防止など、中学生や高校生の若年層を対象とした未然防止のための啓発が課題となっています。

DV被害の相談内容は、年々多様化、広域化、複雑化しており、支援体制の構築のためには、周辺自治体をはじめ多くの機関や民間団体との連携が不可欠です。今後も、男女の人権が尊重されるよう相談体制の充実を図り、DV被害者に対し相談から一時保護、自立支援まできめ細やかな支援を行うとともに、あらゆる暴力の根絶に取り組む必要があります。

2 施策の方向性

【推進方向10】 配偶者などからの暴力の防止と被害者支援

DVは長年被害を受けていても、DVだと認識できずに苦しんでいる人が多く、さらに子どもを巻き込んでいる危険性が高いなど、深刻な社会問題となっています。

配偶者等からの暴力を防止するため、配偶者暴力相談支援センターを中心に長岡市DV防止ネットワークを構成する関係機関や民間支援団体などと連携してDV被害者が安心して相談できる体制を整備するとともに、被害者の立場や意見を尊重しながら、一時保護から自立まで切れ目のない支援を実施します。

また、DVの早期発見や予防のため、相談窓口の周知や若年層に対する意識啓発等、DV防止の取り組みをはじめ、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

3 施策の内容

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(14) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	52	DV防止の意識啓発の推進と相談窓口の周知	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催等により、児童生徒・保護者・教職員に向けた啓発活動を行います。また、DV相談窓口を記載したカード、パンフレットを設置し、周知を行います。	人権・男女共同 参画課
	53	外国人、障害者、高齢者に配慮した相談窓口の周知	被害者が国籍や障害の有無等を問わず相談ができるよう、より分かりやすい相談窓口の周知方法について検討します。	国際交流課 福祉課 長寿はつらつ課
	54	学校における性暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止	児童生徒に対する性暴力やセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、教職員に対する意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課
(15) 相談・保護体制の充実	55	安全・安心な相談窓口の体制整備	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。 相談件数の増加や相談内容の広域化、複雑化に対応した相談体制の強化や相談員の資質向上を図ります。	人権・男女共同 参画課
	56	児童生徒の被害相談への対応・支援	学校における教職員からの性暴力やセクシュアル・ハラスメント被害が発生した場合には、「子どもサポートコール」「子ども・青少年相談センター」において関係機関と連携して対応を行います。	学校教育課
	57	職場におけるハラスメント相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ等の被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	人権・男女共同 参画課
	58	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップや相談員に対するケアを図ります。	人権・男女共同 参画課
	59	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者支援を行うNPOとの協働でDV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や心理カウンセリングの実施、自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	人権・男女共同 参画課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(15) 相談・保護体制の充実	60	関係機関と連携した相談の実施	<p>外国籍のDV被害者に対する通訳支援や、高齢者虐待関係機関、障害者基幹相談支援センター、要保護児童対策地域協議会と連携した相談対応など、様々な配慮を必要とする被害者に対し関係機関と連携し適切に対応します。</p> <p>また、それぞれの機関で相談に携わる職員がDVや虐待について理解を深めるよう啓発を行います。</p>	国際交流課 長寿はつらつ課 福祉課 子ども・子育て課
	61	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金(No.28の再掲)	ひとり親家庭の方々の安定就労に資する資格の取得等を促進するため。受講費の助成や受講期間中の生活費を支給する、自立支援教育訓練給付金支給事業・高等職業訓練促進給付金支給事業を行います。	生活支援課
	62	母子・父子自立支援プログラム策定事業(No.29の再掲)	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	生活支援課
(16) 自立のための支援の充実	63	DV被害者の心身の健康回復支援	DV被害者やその子どもの心身の健康を回復するため、DV被害者支援を行うNPOと連携し、カウンセリングや母子同時並行プログラムを実施します。	人権・男女共同参画課
	64	関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化	<p>DV被害者支援を行うNPOと連携しDV被害者支援体制を充実するとともに、長岡市DV防止ネットワーク連絡会議での連携を強化し、周辺自治体を含む関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応を行います。</p> <p>また、性暴力被害者支援センター等の関係機関と連携し、性暴力等の被害者の相談・支援体制の充実に努めます。</p>	人権・男女共同参画課
		65	DV防止計画推進のための体制づくり	庁内DV被害者支援連絡会議を設置し、DVに対する共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。
(17) 関係機関や民間支援団体との連携強化				

基本目標4 男女共同参画の推進体制を充実する

1 現状と課題

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけでなく、市民、事業者などがそれぞれの立場による自主的な取り組みが不可欠であり、協働して推進していくことが重要です。

ウィルながおかは、条例で男女共同参画の施策を実施し、市民の自主的な活動を支援する拠点として位置づけられています。社会情勢の変化や新たなニーズに対応した施策を実施できるよう機能の充実を図るとともに、男女共同参画の推進体制を充実させていく必要があります。

2 施策の方向性

【推進方向 11】 市民協働の確立

3次基本計画の施策を着実に推進するため、関係部局や支所との連携強化を図るなど、庁内推進体制を充実し、総合的かつ効果的に実施します。

また、市民団体や事業者などと協働していくとともに、国や県などの関係機関との連携を図ります。

3 施策の内容

主要施策	No.	事業名	内容	推進課
(18) 庁内推進体制の充実	66	男女共同参画審議会の開催	条例第 25 条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	人権・男女共同参画課
	67	男女共同参画施策に対する苦情への対応	条例第 24 条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情への対応を行います。	人権・男女共同参画課
	68	基本計画の進捗管理と公表	条例第 20 条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	人権・男女共同参画課
	69	男女共同参画に関する調査・研究	条例第 19 条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	人権・男女共同参画課
	70	男女共同参画政策推進会議の開催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を図るため、政策推進会議を開催します。	人権・男女共同参画課

主要 施策	No.	事業名	内 容	推進課
(18) 庁内推進体制の充実	71	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）、ワーク・ライフ・バランス、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	人権・男女共同参画課 人事課
	72	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議などを行います。	人権・男女共同参画課
(19) 連携・協働 市民との	73	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	人権・男女共同参画課
(20) の連携・協働 国・県などと	74	国・県および周辺市町村などとの連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、第3次基本計画を推進します。	人権・男女共同参画課

参考資料

1	長岡市男女共同参画審議会名簿	・ ・ ・ ・ ・	46
2	策定経過	・ ・ ・ ・ ・	47
3	市民意識調査の結果概要	・ ・ ・ ・ ・	49
4	関連法		
	・ 長岡市男女共同参画社会基本条例	・ ・	60
	・ (国) 男女共同参画社会基本法	・ ・ ・	63
	・ (国) 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律	・ ・ ・ ・ ・	67
	・ (国) 女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律	・ ・ ・ ・ ・	75
5	国内外の動き (年表)	・ ・ ・ ・ ・	82

1 長岡市男女共同参画審議会名簿

No.	氏名	役職等	備考
1	石川 伊織	新潟県立大学国際地域学部教授	会長
2	石田 朗子	長岡公共職業安定所業務部長	
3	伊藤 純子	長岡市立川崎小学校校長	
4	黒岩 海映	新潟県弁護士会、南魚沼法律事務所	
5	小林 亜希子	新潟日報社長岡支社業務部長	
6	小林 守	連合新潟中越地域協議会事務局長	
7	小山 安栄	長岡地域商工会連合幹事	
8	高橋 紀美子	J A越後ながおか経営管理委員	
9	樋熊 憲子	F & Mながおか市民会議代表	副会長
10	溝口 萌衣	長岡造形大学学生	
11	米山 宗久	長岡大学経済経営学部教授	
12	鷲尾 達雄	株式会社鷲尾 代表取締役	

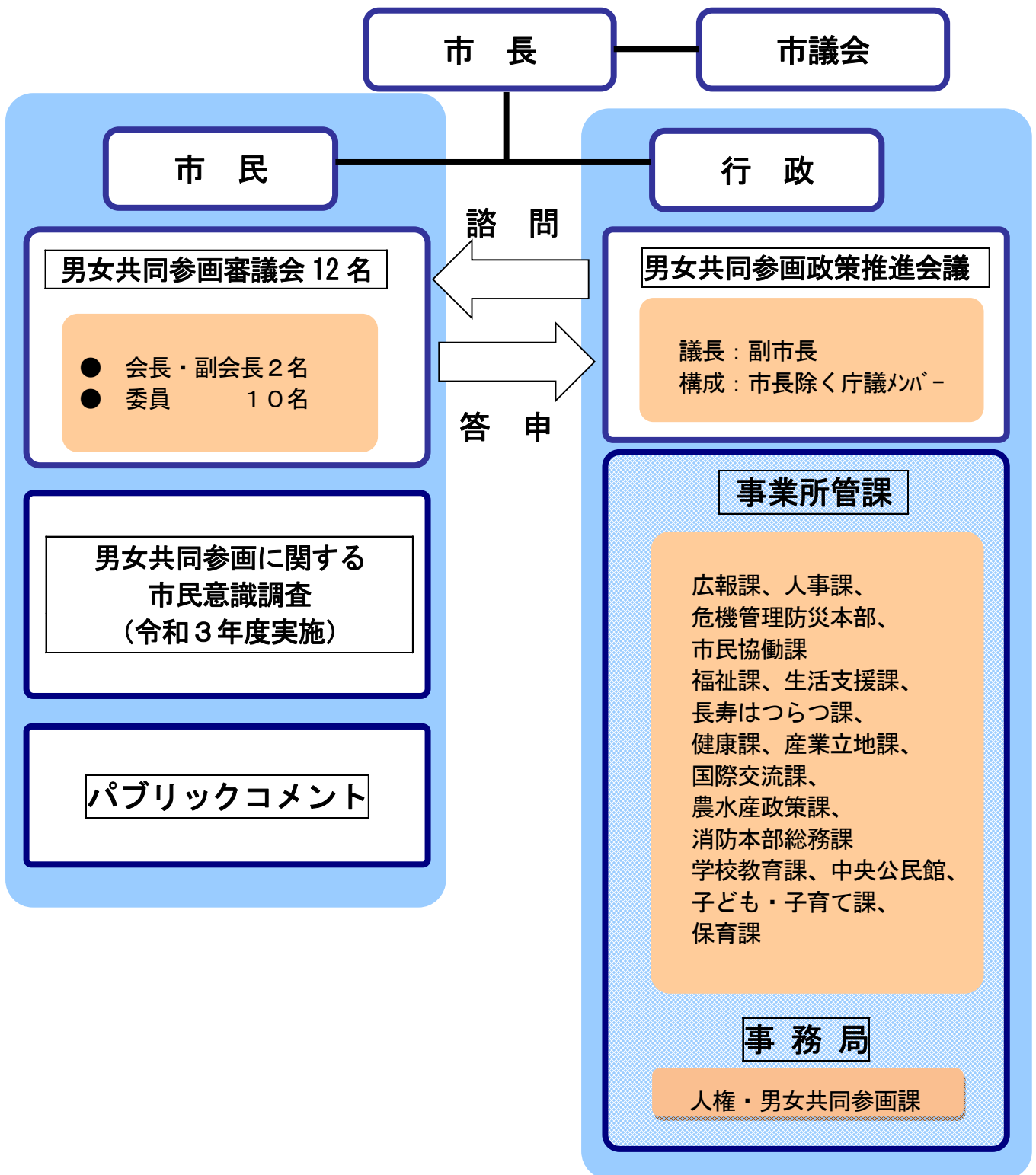
- ・五十音順 敬称略
- ・女性委員割合：58.3%（計12名、男性5名、女性7名）

2 策定経過

(1) 策定経過

年月日	内容	説明
令和3年 7月14日	第1回審議会	第2次計画の実施状況と評価、市民意識調査の速報値、3次基本計画策定の概要など
10月12日	第2回審議会	3次基本計画の体系、事業、成果指標の検討
12月27日	第3回審議会	3次基本計画（素案）の検討
令和4年 2月15日 ～3月1日	パブリック・コメント	市民から広く意見を募集
3月17日	第4回審議会	3次基本計画の決定

(2) 策定体制



3 市民意識調査の結果概要

(1) 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識を把握し、「第3次ながおか男女共同参画基本計画」の策定にあたっての基礎資料とする。

(2) 調査の設計と回収状況

① 調査対象

住民基本台帳により無作為に抽出した市内在住の満18歳以上の男女3,000人
(令和3年4月1日現在)

② 調査方法

調査票をメール便で配布し、郵便で回収

③ 調査期間

令和3年4月16日(金)～5月7日(金)

④ 調査項目

- ・ 男女共同参画に関する用語の認知度
- ・ 家庭生活・結婚に対する考え方
- ・ 男女の地位の平等
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画
- ・ 地域活動
- ・ 職場における女性登用
- ・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
- ・ 女性の生き方・働き方
- ・ DV(配偶者等からの暴力)
- ・ 妊娠、出産などへの女性の意思の尊重
- ・ メディアにおける性・暴力表現
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響
- ・ 男女共同参画社会に関する市への要望
- ・ 対象者の属性(性別・年齢・婚姻状況・職業)

⑤ 回収結果

有効回収数 1,150 票

有効回収率 38.3%

⑥ 調査実施主体と実施機関

実施主体：長岡市市民協働推進部人権・男女共同参画課

実施機関：長岡大学地域連携研究センター

報告書執筆 准教授 武本 隆行(1) 調査の目的

長岡市男女共同参画に関する意識調査

ご協力をお願い

日頃から、市政にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

長岡市では、「男女平等と共同参画をめざしたまちづくり」を推進するため、「第2次ながおか男女共同参画基本計画」を平成24年に策定し、様々な施策に取り組んでいます。この計画の期間が令和3年度で終了するため、現在「第3次ながおか男女共同参画基本計画」の策定準備を進めているところです。

このたび、計画策定の検討資料とするため、住民基本台帳から18歳以上の市民の方3,000人を無作為に抽出させていただき、市民意識調査を行うことといたしました。

調査は無記名のうえ、その結果については統計的に処理いたしますので、回答いただいた方にご迷惑をおかけすることはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお本調査は、「長岡大学地域連携研究センター」に事務の委託をしますが、「長岡市個人情報保護条例」に基づき適切に行いますので、安心してご回答ください。

令和3年4月

長岡市長 磯田達伸

ご記入にあたってのお願い

- 1 この調査は個人を対象としていますので、封筒の宛名のご本人がお答えください。
- 2 ご記入は、黒または青の筆記用具でお願いします。
- 3 回答は、あてはまるものの番号を○で囲んでください。
- 4 「その他（ ）」にあてはまる場合は、その具体的な内容を（ ）内にご記入ください。

調査票のご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、無記名のまま、

5月7日（金）までに投函してください。（切手は不要です。）

【調査についてのお問い合わせ先】

長岡大学 地域連携研究センター

〒940-0828 長岡市御山町 80-8

電話：0258-39-1600 FAX：0258-39-9566

男女共同参画に関する用語についておたずねします。

問1 あなたは、(1)～(8)の言葉について、これまでに見たり聞いたりしたことがありますか。
次のうち、最も近いものを選んでください。(それぞれに○は1つ)

	いる 内容を 知って	た り 聞 いた り し た こ と は あ る	見 たり 聞 いた こ と は あ ら な い が 、 見 た こ と は あ ら な い	不 明 ・ 無 回 答
(1) 男女共同参画社会	1 19.7	2 47.4	3 31.1	1.7
(2) 長岡市男女共同参画社会基本条例	1 3.2	2 25.6	3 68.7	2.5
(3) DV (配偶者等からの暴力)	1 77.2	2 14.0	3 6.5	2.3
(4) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	1 32.3	2 38.9	3 26.3	2.6
(5) 男女平等推進センター「ウィルながおか」	1 8.4	2 35.1	3 54.3	2.1
(6) 女性活躍推進法	1 10.8	2 42.7	3 44.0	2.5
(7) SDGs (エス・ディー・ジーズ)	1 22.5	2 21.7	3 53.2	2.5
(8) ジェンダー平等	1 39.1	2 33.2	3 25.6	2.1

◆家庭生活・結婚に対する考え方についておたずねします。

問2 次の(1)～(6)までの意見について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。
(それぞれに○は1つ)

	そ う 思 う	い ど ち ら か と 思 う	い ど ち ら か と 思 わ な い	い そ う 思 わ な い	不 明 ・ 無 回 答
(1) 結婚は個人の自由であり、結婚しても しなくてもどちらでもよい	1 55.0	2 25.5	3 12.9	4 5.5	1.2
(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきで ある	1 2.2	2 14.3	3 24.6	4 57.7	1.3
(3) 結婚しても、必ずしも子どもを持たな くてもよい	1 38.6	2 24.1	3 23.7	4 12.3	1.3
(4) 結婚しても、相手に満足できないとき は離婚すればよい	1 21.8	2 34.8	3 28.7	4 13.1	1.6
(5) 今の社会では、離婚すると女性の方が 不利である	1 28.8	2 36.0	3 15.7	4 17.9	1.6
(6) 選択的夫婦別姓制度に賛成である	1 27.0	2 26.4	3 25.1	4 20.2	1.3

◆男女の地位の平等についておたずねします。

問3 あなたは、次の分野で、また、社会全体でみた場合に男女の地位は平等になっていると思いますか。次のうち、最も近いものを選んでください。(それぞれに○は1つ)

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかというとう男性が優遇されている	平等になっている	どちらかというとう女性が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	不明・無回答
(1) 家庭では	1 9.2	2 50.5	3 29.1	4 6.8	5 1.4	3.0
(2) 職場では	1 16.0	2 52.7	3 20.8	4 4.7	5 1.0	4.9
(3) 学校や教育の場では	1 3.2	2 29.8	3 58.0	4 2.7	5 0.4	5.8
(4) 政治や経済の場では	1 38.8	2 47.0	3 9.2	4 1.0	5 0.3	3.7
(5) 社会通念やしきたり・慣習では	1 30.6	2 53.2	3 10.8	4 1.7	5 0.3	3.4
(6) 法律や制度では	1 10.6	2 44.3	3 36.2	4 4.2	5 0.7	4.0
(7) 自治会など地域活動の場では	1 13.1	2 51.1	3 27.5	4 4.0	5 0.2	4.1
(8) 社会全体では	1 15.7	2 65.2	3 12.5	4 2.4	5 0.5	3.7

◆政策・方針決定過程への女性の参画についておたずねします。

問4 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やす時に障害となるものは何だと思いますか。(○はいくつでも)

1 上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと	41.1
2 長時間労働の改善が十分ではないこと	47.6
3 企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること	39.5
4 保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと	72.1
5 保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと	53.4
6 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと	25.6
7 女性自身がリーダーになることを希望しないこと	31.4
8 その他	2.5
9 特にない	3.0

◆地域活動についておたずねします。

問5 あなたは、自治会長やPTA会長など、女性が地域のリーダーになるために必要なことは何だと思えますか。(〇はいくつでも)

1	女性が一定の割合になるような取組を進める	34.5
2	社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることへの評価を高める	42.3
3	啓発や情報提供、研修を行う	23.0
4	男性の抵抗感をなくす	50.9
5	女性自身の抵抗感をなくす	53.7
6	その他	2.9

◆職場における女性登用についておたずねします。

問6 あなたは、企業等において女性管理職が少ない原因は何だと思えますか。(〇はいくつでも)

1	管理職は男性という固定的な考えが強い	49.9
2	研修等の女性管理職を育成する機会が少ない	27.5
3	仕事と家庭生活との両立がむずかしい	80.3
4	評価・昇進の仕組みが女性にとって不利	29.6
5	女性が長く働き続けられない企業風土	43.3
6	女性本人が希望しない	35.0
7	知識・経験・能力が管理職の基準に達していない	16.7
8	その他	2.2

問7 あなたは、企業等において管理職への女性登用を促進するために必要なことは何だと思えますか。(〇はいくつでも)

1	女性管理職育成のための研修等の促進	34.6
2	経営層の意識改革	45.2
3	女性管理職のロールモデル情報の発信	14.3
4	女性が不利に扱われない評価・昇進の仕組みの構築	46.0
5	仕事と家庭生活を両立できる制度の拡充	71.7
6	男性の育児休業取得促進	39.7
7	男性の意識改革	57.7
8	女性自身の意識改革	41.3
9	その他	1.7

◆仕事と生活の調和についておたずねします。

問8 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」について、次のうち、あなたの希望に最も近いものを選んでください。(○は1つ)

1 「仕事」を優先したい	4.6
2 「家庭生活」を優先したい	18.8
3 「地域・個人の生活」を優先したい	3.6
4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	34.4
5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	3.5
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	9.1
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	22.0
不明・無回答	4.0

問9 それでは、次のうち、あなたの現実（現状）に最も近いものを選んでください。(○は1つ)

1 「仕事」を優先している	23.9
2 「家庭生活」を優先している	23.7
3 「地域・個人の生活」を優先している	4.1
4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	26.2
5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	4.3
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	7.7
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	7.7
不明・無回答	2.5

問10 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次のうち、あてはまるものを全て選んでください。(○はいくつでも)

1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること	55.8
2 仕事中心という社会全体の仕組みを改めること	38.8
3 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること	41.0
4 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること	15.1
5 労働時間短縮や休暇制度を普及させること	42.6
6 夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと	44.3
7 子どものときから家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること	50.0
8 家事などを男性が行うことに対する抵抗感をなくすこと	38.8
9 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担についての当事者の考え方を尊重すること	37.4
10 その他	1.6

◆女性の生き方・働き方についておたずねします。

男性はあなたのパートナー（イメージでもかまいません）についてお答えください。

問 11 女性は次のどの生き方・働き方をするのが理想だと思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○は1つ）

1	結婚はせず、仕事を持ち続ける	0.7
2	結婚はするが、出産はせず、仕事を持ち続ける	1.2
3	結婚し、出産後も仕事を持ち続ける	51.4
4	結婚を機に仕事をやめて家庭に入るが、育児が一段落したら再び仕事につく	6.7
5	出産を機に仕事をやめて家庭に入るが、育児が一段落したら再び仕事につく	30.7
6	結婚を機に仕事をやめて家庭に入る	0.5
7	出産を機に仕事をやめて家庭に入る	1.4
8	仕事につかないで結婚する	0.3
9	その他	3.9
	不明・無回答	3.2

◆DV（配偶者等からの暴力）についておたずねします。

問 12 あなたは、配偶者や恋人などから暴力を受けた場合の相談窓口として、どのようなところを知っていますか。次のうち、知っているものを全て選んでください。（○はいくつでも）

1	長岡市男女平等推進センター「ウィルながおか相談室」	15.2
2	長岡市配偶者暴力相談支援センター	10.0
3	長岡市社会福祉協議会「ふれあい福祉総合相談所」	9.7
4	NPO法人 女のスペース・ながおか	8.3
5	新潟地方法務局長岡支局「人権相談室」	9.3
6	警察	74.9
7	新潟県女性福祉相談所（配偶者暴力相談支援センター）	6.8
8	その他	1.0
9	どこも知らない	14.8

問 13 あなたは、配偶者や恋人などから、次の（1）～（6）のような暴力を受けたことがありますか。（それぞれに○は1つ）

	ある	ない	ない わから ない	無回 答	不明 ・
（1）身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）	1 8.2	2 85.5	3 1.6		4.8
（2）精神的暴力（おどす、無視するなど）	1 14.3	2 77.0	3 3.4		5.3
（3）経済的暴力（生活費を渡さないなど）	1 4.5	2 88.4	3 1.0		6.0
（4）性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しないなど）	1 3.9	2 87.6	3 2.4		6.1
（5）社会的暴力（外出や行動を制限する、携帯電話・メールを細かく監視するなど）	1 4.4	2 87.9	3 1.7		6.0
（6）子どもに対する暴力（子どもへの直接の暴力又は子どもの前であなたへの暴力）	1 4.3	2 86.1	3 3.3		6.3

◆妊娠、出産などへの女性の意思の尊重についておたずねします。

問 14 あなたは、妊娠や出産、不妊、避妊などにおいて、女性の意思が尊重されるためにどのようなことが大切だと思いますか。大切だと思うものを選んでください。(○はいくつでも)

1 配偶者やパートナー間での話し合い	85.4	2 親子間など家庭での話し合い	36.6
3 学校における性や健康に関する教育	53.2	4 性や健康についての相談窓口	19.8
5 講座の開催などによる学習機会の提供	17.5	6 パンフレットなどによる情報提供	11.1
7 その他	1.4		

◆メディアにおける性・暴力表現についておたずねします。

問 15 あなたは、メディア（テレビ、新聞、インターネット、コンピューターゲームなど）における性・暴力表現について、問題があると思いますか。それとも、そうは思いませんか。(○は1つ)

1 そう思う	22.3	2 どちらかといえばそう思う	41.5
3 どちらかといえばそう思わない	20.6	4 そう思わない	12.8
不明・無回答	2.9		

〈1か2に○をつけた方は、問 16 にお答えください。〉

問 16 それは、どのような点で問題があると思いますか。次のうち、最も問題があると思う点を選んでください。(○は1つ)

1 女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている	11.0
2 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	18.6
3 女性に対する暴力を助長する	3.6
4 そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている	22.8
5 児童に対する性犯罪を助長する	2.9
6 その他	1.4
不明・無回答	39.7

問 17 SNSで情報発信をするときに、受け手の立場に立って配慮していますか。(○は1つ)

1 している	19.8	2 どちらかといえばしている	15.6
3 どちらかといえばしていない	2.3	4 していない	1.9
5 考えたことがない	3.0	6 SNSは使っていない	53.1
不明・無回答	4.3		

◆新型コロナウイルス感染症の影響についておたずねします。

問 18 感染が拡大する前と比べて、家族の関係に変化がありましたか。(○は1つ)

1 よくなった	6.3	2 変わらない	87.8	3 悪くなった	4.4	不明・無回答	1.5
---------	-----	---------	------	---------	-----	--------	-----

問 19 感染が拡大する前と比べて、家事の時間に変化がありましたか。(○は1つ)

1 増えた	17.7	2 変わらない	79.2	3 減った	1.4	不明・無回答	1.7
-------	------	---------	------	-------	-----	--------	-----

問 20 感染が拡大する前と比べて、子育ての時間に変化がありましたか。(○は1つ)

1 増えた	7.4	2 変わらない	36.2	3 減った	0.4
4 子育てはしていない	52.5	不明・無回答	3.5		

問 21 感染が拡大する前と比べて、働き方は変わりましたか。(○はいくつでも)

1 特に変わらない	61.8
2 在宅で仕事をするようになった(テレワーク・リモートワークを含む)	5.0
3 出勤する日数が減った	7.8
4 時差出勤になった	1.0
5 短時間勤務になった	3.4
6 会社都合で仕事を休んでいる	2.4
7 自己都合で仕事を休んでいる	1.1
8 残業や休日出勤が増えた	2.2
9 自己都合で仕事を辞めた	2.0
10 解雇された(派遣切りを含む)	0.9
11 感染拡大以前から働いていない	16.6
12 その他	5.0

問 22 ご自身の収入への影響はいかがですか。(○は1つ)

1 なくなりそう・なくなった	2.7	2 減りそう・減った	21.4
3 変わらない	67.7	4 増えそう・増えた	2.1
5 その他	2.9	不明・無回答	3.2

◆男女共同参画社会に関する市への要望についておたずねします。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）です。

問 23 男女共同参画社会を実現するために、今後、市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次のうち、あてはまるものを全て選んでください。（○はいくつでも）

1	法律や制度の見直しを行う	21.2
2	市の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する	37.0
3	民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むように支援する	29.0
4	女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する	15.0
5	子育て中であっても仕事が続けられるよう、保育の施設・サービスを充実する	66.0
6	男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する	17.0
7	労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める	33.0
8	介護中であっても仕事が続けられるよう、高齢者や病人の施設・介護サービスを充実する	55.7
9	子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する	49.8
10	男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする	16.6
11	従来、女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する	17.1
12	配偶者などからの暴力を根絶するための相談・保護体制や意識啓発を充実する	18.5
13	その他	1.8
14	特になし	4.4

◆最後に、あなたご自身のことについてお聞かせください。

問 24 あなたの性別は。（○は1つ）

1	男性	43.2	2	女性	54.1	3	選択しない	0.5	不明・無回答	2.2
---	----	------	---	----	------	---	-------	-----	--------	-----

問 25 あなたの満年齢は。（○は1つ）

1	18～19歳	0.9	2	20～29歳	5.7	3	30～39歳	9.8	4	40～49歳	15.7
5	50～59歳	17.0	6	60～69歳	21.5	7	70～79歳	19.7	8	80歳以上	7.7
不明・無回答											2.1

問 26 あなたの婚姻状況は。（○は1つ）

1	未婚	14.2	2	結婚している（事実婚を含む）	71.6		
3	離別	4.7	4	死別	7.4	不明・無回答	2.2

問 27 あなたの職業は。（○は1つ）

1	勤め人（正規社員・職員）	33.6	2	勤め人（パート、派遣、アルバイトなど非正規社員・職員）	19.7
3	農林漁業	3.0	4	自営業・自由業	7.0
5	専業主婦・主夫	9.4	6	学生	1.6
7	無職	21.6	8	その他	1.5
不明・無回答					2.8

質問は以上です。この調査ならびに「男女共同参画」についてご意見があれば自由にお書きください。

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

4 関連法

(1) 長岡市男女共同参画社会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 推進体制（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第23条）

第4章 苦情処理（第24条）

第5章 男女共同参画審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

我が国では、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、国際社会における取組みとも連動し、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことを盛り込んだ男女共同参画社会基本法を制定するなど男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組みが行われてきた。長岡市においても、ながおか男女共同参画基本計画の策定や男女平等推進センターの設置など男女の平等と共同参画を目指すまちづくりを推進してきた。

しかしながら、今もなお、性別で役割を固定的に捉える意識が残っており、家族内の暴力の問題や、家庭や地域生活での災害時における問題など、社会の様々な分野において、男女共同参画社会を形成する上での多くの課題が残されている。

さらに、少子高齢社会の到来により、家族形態や働き方が多様化し、仕事と家庭との間で問題を抱える人が多くなってきているとともに、人口の減少により地域活力が低下するなどの課題にも直面している。

このため、市、市民、事業者は、それぞれが責務を果たし、みんなでこれらの課題の解決に取り組んでいくことが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会を形成することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を形成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成することをいう。
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） やり

がいや充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

- (3) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会について、男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置をいう。
- (4) 市民 社会を構成する主体としての個人で、市内に居住し、又は市内へ通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動を行うことにより相手方を不快にさせること、又は性的な言動を受けた相手方の対応により当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の親密な関係にある者の間で行われる身体や心に対する暴力的行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が尊重されること。
- (3) 性別で役割を固定的に捉える意識を反映した制度や慣行が男女の社会活動における自由な選択の妨げにならないよう配慮されること。
- (4) 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女が性別に関わりなく能力を高め、社会を支える人材となるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成を市における主要な政策として位置付け、地域の実情を踏まえた総合的な施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を実施しなければならない。

2 市は、施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連携によって効率的な推進を図り、市民及び事業者との協働により、これに取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画社会の形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を行うものとする。

2 事業者は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることのできる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女共同参画社会の形成を阻害する行為を行ってはならない。

(表現上の留意事項)

第8条 何人も、広く市民に情報を提供する場合において、性別を理由とする権利侵害を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 推進体制

(推進体制)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を進めるために必要な財政上の措置を行うとともに、必要な体制を整備するものとする。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第25条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

第3章 基本的施策

(教育の分野における施策の推進)

第11条 市は、幼稚園、小学校、中学校その他の学校及び保育園並びにあらゆる教育及び学習の場において、男女共同参画社会の形成及び人権意識の確立に配慮した教育又は保育が行

われるよう必要な措置を行うものとする。

(防災の分野における施策の推進)

第12条 市は、災害復興を含む防災の分野において、男女共同参画社会の形成が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

(農林水産業及び商工業等の分野における施策の推進)

第13条 市は、農林水産業、商工業等で家族経営的な分野において、経営における男女の役割が適正に評価されるとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営又はこれに関連する活動に参画できる機会が確保されるよう、環境の整備に努めるものとする。

(雇用の分野における施策の推進)

第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成を促進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(仕事と生活の調和の推進)

第15条 市は、だれもが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(人材育成)

第16条 市、市民及び事業者は、社会のあらゆる分野で男女共同参画社会の形成が促進されるよう人材の育成に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の行う人材の育成等の取組みを支援するため、必要な情報及び積極的な学習機会の提供等に努めなければならない。

(市民及び事業者との協働)

第17条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の形成に関する活動を行うに当たり、これらの者との協働に努めるとともに、情報の提供その他必要な取組みを進めるものとする。

(拠点)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するための拠点として、長岡市男女平等推進センターを置く。

(調査及び研究)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行い、その成果の活用を努めるものとする。

(年次報告)

第20条 市は、毎年度、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第21条 市は、市民及び事業者の基本理念に対する理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(相談窓口の設置)

第22条 市は、性別を理由とする権利侵害について市民及び事業者からの相談を受けるための窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を行うものとする。

(附属機関等における委員の構成等)

第23条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員及び委員を選任するときは、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市長並びに前項に規定する委員会及び委員は、地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

3 任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命権者をいう。)は、性別にとらわれない職域の拡大及び女性の積極的な登用を図るとともに、職員が性別にかかわらず平等に研修を受けることができるよう配慮するものとする。

第4章 苦情処理

(施策に対する苦情への対応)

第24条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成を促進する施策又はこの促進を阻害する施策についての苦情(以下「苦情」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。ただし、次に掲げる事項に該当するものは、この限りでない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
- (2) 不服申立てを行っている審理中の事案に関する事項
- (3) 地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) もっぱら私人間の紛争の解決を目的としている事項
- (6) 次条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会がすでに判断した事項
- (7) 他の法令に基づき処理すべき事項

2 市長は、前項の規定による苦情の申出があったときは、同項各号のいずれかに該当することが明らかな場合を除き、次条の規定により設置する長岡市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、苦情処理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 男女共同参画審議会

(設置等)

第25条 男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議するため、市長の附属機関として長岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、市長に対し答申するものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成に関する基本的事項及び重要事項

(2) 第10条第1項の規定による基本計画に関する事項

(3) 前条第1項に規定する苦情に関する事項

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画社会の形成に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)
(法律第七十八号)
第百四十五回通常国会
小渕内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号
同十一年一月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努

めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議するこ

と。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条―第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて

生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものと

する。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部

の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立

てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近を徘徊してはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされるこ

とを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記

載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令につい

て、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者	同条に規定する関

	であった者	係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等 (第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等 (第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第二十二—第二十九条)

第五章 雑則 (第三十条—第三十三条)

第六章 罰則 (第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨とし

て、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

る。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（令元法二四・一部改正）

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（令元法二四・追加）

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働

者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、

勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十五条繰下）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

（令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措

置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活

における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)

(公表)

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主で

ある第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用

人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びにこの附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」

に改める部分に限る。) 、 第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) 第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。) の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号) 第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。) 、 附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号) 第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。) の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 国内外の動き

年	世界	国	新潟県	長岡市
2001 (H13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画会議」設置 ・「内閣府男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ながおか男女共同参画基本計画」策定 ・ながおか市民センター内に「男女平等推進センター」開設（10月）
2002 (H14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 ・県民生活・環境部 男女平等社会推進課に改称 ・男女平等推進審議会設置 ・男女平等推進相談室開設 	
2003 (H15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策」 ・第4回、第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 		
2004 (H16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・7.13 水害発生 ・10.23 中越大地震発生
2005 (H17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+10」閣僚級会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町と合併
2006 (H18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定 ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定 ・「ハッピー・パートナー（新潟県男女共同参画推進企業）」制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃尾市、寺泊町、与板町、和島村と合併（1月） ・「ながおか男女共同参画基本計画・後期行動計画（アクションプラン）」策定 ・市制施行100周年
2008 (H20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性政策班、男女平等推進センターが市民協働部市民活動推進課に改組
2009 (H21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画シンボルマーク」決定 ・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 	

年	世界	国	新潟県	長岡市
2010 (H22年)	・国連「北京+15」記念 会合	・「第3次男女共同参画基本計 画」閣議決定		・川口町と合併（3月） ・「男女共同参画に関する市民 意識調査」実施（9月）
2011 (H23年)	・UN Women正式 発足 ・女子差別撤廃委員会最 終見解に対する日本 政府コメントについ ての同委員会見解（11 月）	・3.11 東日本大震災発生 ・男女共同参画の視点から の東日本大震災への対応につ いて提言（7月） ・女子差別撤廃委員会最終見 解に対する日本政府コメン ト（8月）		・「長岡市男女共同参画社会基 本条例」施行
2012 (H24年)				・「第2次ながおか男女共同参 画基本計画」策定 ・「男女共同参画推進室」設置
2013 (H25年)		・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女 性の活躍推進」が位置づけ られる	・「第2次新潟県男女共同参 画計画（男女平等推進プ ラン）」策定	
2014 (H26年)		・「日本再興戦略」改訂 2014 に『女性が輝く社会』の実 現」が掲げられる ・女子差別撤廃条約実施状況 第7回、第8回報告提出		
2015 (H27年)	・国連「北京+20」に向 けた取り組み ・国連「持続可能な開発 サミット」においてS DGs（持続可能な開 発目標）が採択	・「女性活躍加速のための重点 方針2015」決定 ・「女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律」制 定 ・「第4次男女共同参画基本計 画」閣議決定	・「新潟県配偶者暴力防止・ 被害者支援基本計画」改 訂	・「男女共同参画に関する市民 意識調査」実施
2016 (H28年)	・第7回、第8回報告に 対する女子差別撤廃 委員会最終見解	・「女性活躍加速のための重点 方針2016」決定 ・女子差別撤廃条約実施状況 第7回、第8回報告審議		・女性活躍推進法に基づく「長 岡市における女性職員の活 躍に関する特定事業主行動 計画」策定
2017 (H29年)		・「育児・介護休業法」改正、 施行（育児休業の再延長等）	・「第3次新潟県男女共同参 画計画（男女平等推進プ ラン）」策定	・「第2次ながおか男女共同参 画基本計画（改訂版）」策定
2018 (H30年)		・「政治分野における男女共同 参画の推進に関する法律」 公布、施行 ・「働き方改革関連法」公布		
2019 (H31・R元年)		・「女性活躍推進法」改正 ・「DV防止法」改正（連携・ 協力機関として児童相談所 が明確化）		
2020 (R2年)	・国連「北京+25」（第 64回国連女性の地位 委員会）	・「性犯罪・性暴力対策の強化 の方針」決定 ・「第5次男女共同参画基本計 画」閣議決定		
2021 (R3年)	・世界経済フォーラム 「The Global Gender Gap Report 2021」公 表		・「新潟県配偶者暴力防止・ 被害者支援基本計画」改 訂	・「男女共同参画に関する市民 意識調査」実施
2022 (R4年)				・「第3次ながおか男女共同参 画基本計画」策定

長岡市市民協働推進部人権・男女共同参画課

(令和4年4月から地方創生推進部)

新潟県長岡市大手通2-2-6

(ながおか市民センター2階)

TEL : (0258)39-2746 FAX : (0258)39-2747

E-mail : will@city.nagaoka.lg.jp